資料１０－４　別添資料

将来的な技術基準体系階層化における

整合規格の整備について

改訂 3 版（案）

（H25.11.25 版）

平成〇〇年〇月〇日

電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会

改訂履歴

文書名	制定（最終改訂）	備考
将来的な技術基準体系階層化における二次文書の整備について	平成 23 年 10 月 5 日	新規制定
将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について（改訂 2 版）	平成 25 年 3 月 1 日	以下の事項を明確にした。 ・将来の階層化における技術基準適合の確認方法、整合規格体系 ・是認の仕組み ・将来の技術基準に追加される 4 項目
将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について（改訂 3 版）	平成〇〇年〇月〇日	以下の事項を明確にした。 ・是認における提案者の要件及び審査基準の骨子等 ・将来の技術基準に追加される電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限

目　　次

【別紙】

1. はじめに

電気用品安全法の技術基準体系等の見直しは、「電気用品安全法技術基準体系等見直しに関するアクションプラン」(平成 23 年 5 月 17 日)に基づき、平成 25 年 7 月 1 日に技術基準の性能規定化改正が公布され、平成 26 年 1 月 1 日に施行の予定となっている。

技術基準の性能規定化を円滑に実現するため、現行技術基準省令を技術基準の解釈とし、一つの整合規格[1] として活用できることとした。今後は JIS 等の公的な規格を整合規格として取り入れて行くこととしている。

規格の整備には時間を要することから、平成 23 年度「将来的な技術基準体系階層化における二次文書の整備について」(平成 23 年 10 月)及び昨年度「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について改訂 2 版」(以下「改訂 2 版」という。)を発行し、規格策定団体に対して規格整備の準備のための基本方針を示した。

整合規格の整備においては、技術基準に要求事項が追加されることや、現行の JIS 等公的な規格で電気用品を全面的にカバーできないことを踏まえ、次の作業が必要となる。

① 現行の JIS 等公的な規格が技術基準の追加要求事項を満足するか確認を行う。要求事項を満足しない場合は、所要の改正を行う。

② 電気用品のうち、現在適用できる JIS 等公的な規格がないものについては、新たに規格を策定する。

こうしたことを踏まえて、「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について　改訂 2 版」を発行したが、是認スキームを明確化するため、改訂 3 版を作成した。

2. 技術基準階層化における技術基準適合の確認方法

技術基準の階層化において、電気用品が技術基準省令に適合するかどうかの判定は、「技術基準を基として個々の事例ごとに判断し、整合規格に適合する場合には、技術基準省令に適合するものとする。」ことになる。

すなわち、技術基準省令の性能規定化に伴い、個々の電気用品の技術的要求の具現化については、事業者の設計の自由度を高める観点から、次の表 1 に示す 2 つの方法が選択できる。

[1] これまで、性能規定を満たす規格として、「二次文書」又は「みなし基準」という用語を用いてきたが、今後は、表現の適正化の観点から、「整合規格」と呼ぶこととした。

表　1　将来の階層化における技術基準適合の確認方法

① 事業者が自ら技術基準省令への適合性を立証する ② 要求性能を満足することを証明された仕様規定（「整合規格」という。）に適合していることを確認する

整合規格の使用は、欧州などと同様、強制ではなく任意であり、事業者自らが技術基準への適合性を立証することが原則となる。

製造又は輸入する電気用品に適用できる整合規格がない場合、事業者は、技術基準省令に適合している旨を単に表明するということではなく、技術的根拠を用いて、技術基準省令への適合性を立証する必要がある。

整合規格は、対象となる電気用品に要求される寸法、形状、試験方法等の技術的要件が規定されており、これを活用することにより、当該電気用品が技術基準で要求される性能を満足していることを合理的に判断できる。

このため、技術基準の性能規定化を行う際、同時に整合規格の整備を行う必要があるが、整合規格は JIS や広く公開される民間規格等公的な規格を基本とする。それらを整合規格とするためには、各々の規格について、技術基準が求める性能を満足するかどうか等、別途定める審査基準、審査手順に従って技術審査を行ったうえで、整合規格として国が指定することとしている[2]。

3.　技術基準階層化における整合規格体系

整合規格の管理方法について、以下のとおり検討を進めている。

① 技術基準省令の解釈別表第十二（旧省令第 2 項基準）は、これまで ISO/IEC 等の国際基準に我が国の配電事情や使用実態[3]を加味したデビエーションを加えたものを昭和 58 年に策定し、継続的に改正を行い、現在に至っている。なお、平成 14 年 7 月 1 日以降は「J 規格[4]」として体系化され、世界的にも通用している。

---

[2] EU では、ISO/IEC 等が制定されると、その内容を審査し、整合規格と判断されるものは「Official Journal」（官報）として公示されている。

[3] デビエーションの多くは、我が国の配電方式は TT 方式という接地方式を採用しており、接地付きコンセントが普及していないこと、電圧が低いため、感電保護が緩和されていることなどによる。

[4] 韓国では、同様な考えの下「K 規格」が策定されている。

② 整合規格は、図 1 に示すように公的な規格[5]（JIS 又は公的民間基準）となるが、例えば JIS は、保安要素に加え、製品の性能に関するものも規定されている場合があるため、こうした JIS を全て整合規格とすると過剰規制となる懸念がある。逆に、JIS に電安法特有の要求が含まれていない場合は、不足部分を充足する必要がある。また、JIS は、任意規格である。このため、JIS を「J 規格」で引用することによって、電安法整合規格とすることが可能となる。

原則として個別の安全に関する整合規格は、民間又は国が JIS を作成し、それが是認されることで整合規格となる。また、電波雑音などについては、民間の規格作成団体が作成する公的な民間基準が整合規格となる。

さらに、これらの JIS 又は民間基準では、カバーできない基準（事故対応による緊急性のあるものなど）又は諸事情により JIS 又は民間基準ができない場合には、電気用品安全法独自の基準を国が通達として発行する。

技術基準階層化における整合規格体系を次の「図 1　技術基準階層化における整合規格体系及び原案作成者例」に示す。

図 1　技術基準階層化における整合規格体系及び原案作成者例

[5] 誰でもが使用できる規格をさしている。使用者を限定した業界基準は含まれない。

4. 是認の仕組み

4.1. 将来の階層化における整合規格の作成から是認までの流れ

整合規格については、「図 1　技術基準階層化における整合規格体系及び原案作成者例」に示すように整合規格を適切に維持管理していくことが求められるため、民間において事前調整の場を設けて、提案される整合規格原案のマスタープランを作成し、これに基づいて維持管理していく。

国は、提案者から提案される規格原案に対して、策定された規格が電安法技術基準を満足するかをあらかじめ定められた審査手順に従って審査基準に照らして、審査し、整合規格の是認を行い、整合規格を公表する。

整合規格の作成から是認までの流れの枠組みを「図 2　整合規格の作成から是認までの流れ」に示す。

図 2　整合規格の作成から是認までの流れ

4.2. 整合規格に対する是認の考え方について

整合規格を作成するためには、是認の仕組み(審査基準及び審査手続き等)を策定、公表し、規格策定団体にあらかじめ周知することが必要である。

技術審査を行う際の評価基準としては、次の条件を満たしていることが必要である。これが審査基準の骨子となる。

なお、事業者が、技術基準への適合性の立証に整合規格を適用しない場合には、評価基準のうち、(3)技術基準との整合性、(4)技術的事項の具体性及び(5)技術的事項の妥当性の

説明責任が求められる。

(1)　規格の公共性

是認対象となる規格は、その利用性に対して公共性を持つものであること。

従って、特定の事業者、個人だけが利用できるものは是認のための評価を行う対象としない。

(2)　策定プロセスの公平性・公開性

規格の策定プロセスが公正、公平、公開を重視したものであること。

具体的には、偏りのない策定メンバー構成、議事の公開、公衆審査の実施、策定手続きの文書化及び公開など。

また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。

a. 作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること。

b. 作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。

c. 議事録等の記録を保管し，作成経緯がトレースできること。

d. 作成途中で出された意見が適切に処理されていること。

(3)　技術基準との整合性

技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。

(4)　技術的事項の具体性

技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、仕様、方法が示されていること。

(5)　技術的事項の妥当性

規格に示される具体的な手法、仕様、方法について、その技術的妥当性が説明できること。

例：数値の根拠が明確になっていること。

整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。

(6)　優先される規格

電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格を是認のための評価の対象とする。

(7)　作成言語

規格は日本語で作成されたものとする。

(8)　規格票の様式及び作成方法

規格はJIS Z 8301:2008「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。

4.3. 提案者の要件

整合規格を策定するためには、評価基準8項目の「(2)策定プロセスの公平性・公開性」が求められる。一連の整合規格策定の中で、技術審査への提案プロセスについても公平性・公開性が求められる。

この評価基準(2)を踏まえ、整合規格の提案者の要件を別紙3に示す。

提案者は、当該要件を満たすよう、整合規格案の調整及び国への提案を行うこととする。特に技術基準に対する整合性について、技術的に確認しておくことが重要となる。

4.4. 整合規格としての是認の手続

提案者から提案された整合規格案は、国の技術審査を受ける。整合規格案は、技術審査を通過すると是認され整合規格となる。その後、公表される。

ここでは、国が技術審査を行う上で、審査体制、審査手続き等について記載する。

4.4.1 技術審査の目的と審査事項

技術審査は、提案者から提案された整合規格案について、技術基準への整合性を評価することを目的とする。

4.4.2 審査体制

技術審査は国が主体として実施するものである。しかしながら、規格が持つ専門性と必要な手続の継続的な実施の面から、国、技術系の民間有識者で構成する、公平・中立的な組織が運営する会議体における審議を加えることが適切と考えられる。

4.4.3 審査手続き等

提案者は、整合規格案を国に提案し技術審査を受けるにあたり、4.2項で示した評価基準8項目を満足することを示すため、以下の文書（例）を、国に提出する。

【技術審査を受けるために提出する文書（例）】

Ⅰ．提案書

Ⅱ．整合規格案

Ⅲ．評価基準8項目の整合性チェックリスト（別紙1）

Ⅳ．技術基準との整合確認書（別紙2）

Ⅰ．提案書は、提案書本体を表し、以下の項目が規定されているものとする。

a. 提案日
b. 提案者の名称
c. 規格の番号及び名称
d. 廃止するべき旧整合規格の猶予期間

なお、「d. 廃止するべき旧整合規格の猶予期間」について、整合規格が改正された場合、技術基準に整合する旧規格の扱いが不明になるおそれがあることから、提案者は、整合規格案を国に提案する際に、廃止するべき旧整合規格の猶予期間（又は廃止予定）をあらかじめ示すこととする。

Ⅲ．評価基準 8 項目の整合性チェックリストは、4.2 項で示した評価基準 8 項目のうち、「(3)技術基準との整合性」を除いた 7 項目について、提案者が確認した結果を記載するものである。

Ⅳ．技術基準との整合確認書は、「(3)技術基準との整合性」を確認した結果を記載するものである。

5. 将来の技術基準に追加される４項目の明確化

性能規定（技術基準省令）の骨子（別紙４参照）では、将来の階層化において、ISO/IEC ガイド51やIECガイド104の要求に対して、不足する性能規定を追加することとしている（以下、追加される性能規定を「追加４項目」という）。

技術基準に反映される追加４項目については、整合規格において、要求事項を明確化する必要がある。明確化を検討するにあたっては、これらの追加４項目に該当する要求事項が、IEC ガイド 104に従って作成された最新の国際規格にすでに取り入れていることから、整合規格となるJIS等を最新の国際規格にあわせて改正することにより、整合させることとする。（IECガイド104の要求及び国際規格の動向を別紙６に示す。）

5.1. 電気用品から発せられる電磁波等による危害の防止

電気用品が発する電磁波、光、音響等によって、人体に危害を及ぼさないよう必要な処置を講じること。

① 電磁波

現在において、「電磁波」については、電子レンジ機能の漏えい電波のみ反映されているところ。一般的な家電製品からの電磁波に対する健康への影響は、ICNIRP（国際非電離放射防護委員会）が定めたガイドラインをもとに欧州が規制を開始した。

IEC 62233は測定方法だけの規格であり、限度値については規定されていない。将来的には、国際的な動向を踏まえて検討していくこととする。

② 光

「光」については、以下の試験方法に関する国際規格及びJISが整備されている又はされつつあり、これらを該当する製品の整合規格に引用することが必要となる。

－ レーザ：IEC 60825 シリーズ、JIS C 6802 シリーズ

－ 光源（LEDなど）：IEC 62471、JIS C 7550

その他にも、JIS C 9335-2-27「紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置の個別要求事項」などで、紫外線及び赤外線などに対する要求がある。

なお、技術基準省令の解釈別表第八（旧省令第１項基準）で規定される一般照明用として光源にLEDを使用するものに係るちらつきを感じないものの規定については、性能規定の骨子の規定のうち、「一般要求事項」が該当するものである。

③ 音

「音」については、IT機器とAV機器の次期統合国際規格であるIEC 62368-1 において特定のポータブルオーディオ製品に対する規定として、長時間暴露を想定した限度値等が規定化されている。

この IEC 62368-1 は、JIS 化も予定されており、将来的には、この JIS を整合規

格化していくことで対応できる。なお、ポータブルオーディオ以外の製品に対しては、対象製品と製品ごとの特性に合わせた限度値の策定を実施すれば応用可能と考えられる。

騒音については、JIS 製品規格の規定を踏まえて、個別に検討する。

5.2. 組み込みソフトウエアの安全性

制御にソフトウエアを用いている場合は、ソフトウエアによるハザードが発生しない設計であること。または、そのソフトウエア以外の別の手段によって安全機能を維持する設計であること。

IEC ガイド 104 では、IEC における機能安全の水平規格である IEC 61508（電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全）シリーズを引用している。基本的には、危険のレベルを踏まえて、この規格を適用していくことになる。

しかし、この規格は家電製品だけを考えて作られたものでないため、家電製品等にソフトウエアが安全機能として使用された場合には、IEC 60335-1（家電機器通則）では、家電機器用に IEC 61508 を基に専用にソフトウエアに対する評価方法（附属書 R）を定めている。このため、家電については、最新の IEC 60335-1 を引用することで整合させることができる。

IEC 60335-1 が適用されるいわゆる白物家電機器は、やむを得ず露出するリスクの高い危険源があるため、このような機能安全に関する要求事項を必要とする場合があるが、他の製品も、本質的安全又は機械的保護装置等による安全設計によらず、ソフトウエアによってリスクの高いハザードに対する安全を確保しようとする場合には、同様の対応が必要となる。

5.3. 電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限

電気用品は、ハザードの発生を防止するために、電気的、磁気的又は電磁的妨害により電気用品が危険状態にならないこと。また、他の機器に干渉してハザードを引き起こすことのないように、磁気及び電磁妨害の放射を制限するような設計であること。

電磁的妨害に対する耐性については、電気製品が危険な状態となる誤動作に対するイミュニティ試験で規定する。このため、危険な誤動作を起こしうる製品については、個別に特定し、整合規格を整備する必要がある。

IEC60335 シリーズ製品の危険な誤動作に対するイミュニティ試験は、IEC 60335-1 に規定されているので、その規格を適用することができると考えられる。

放射については、まず、電磁的妨害に対する耐性について整理していき、その整理の結果を踏まえて検討していくこととする。

5.4. 化学的及び生物学的ハザード

電気用品は、化学的、生物学的なハザードに対して所要の処置を講じること。

生物学的ハザードに関しては、最新の IEC 規格でも、試験方法などの要求事項はない。しかし、水を扱う製品（渦流浴槽機器、トイレ用機器、超音波加湿器など）については、取扱説明書に十分な清掃を行うことを記載することが要求されている。これらは、生物学的ハザードに対する対応と考えられる。このように機能上やむを得ず生物学的ハザードが発生する可能性がある場合は、個別の整合規格等において、それらの扱いに対する注意点（十分な清掃の仕方など）を取扱説明書等に記載することとする。

また、別途、生物学的ハザードに関する規定が他の法令があれば、それらに対応することで、技術基準を満たすものとする。

なお、現在、技術基準省令の解釈の電気ストーブで規定されている VOC に関する規定は、生物的ハザードではないが、化学的ハザードとして扱い、電気ストーブの整合規格にデビエーションで追加する必要がある。

6. スケジュールの検討

将来の技術基準階層化に向けたスケジュールは、追加 4 項目に対応した JIS 等の整備を踏まえて作成する予定である。

6.1. JIS 等への移行期間における基準解釈改正要望の取扱

整合規格として発行される解釈通達の JIS 化が完了するまでの間、IEC 規格等の定期見直しなどにより、解釈改正に対して適切に対応する必要がある。

6.2. 日本規格協会がとりまとめた電安法関係 JIS 整備計画の考慮

日本規格協会(JSA)において、電安法関係の約 200 の JIS の整備計画をとりまとめている。部品関係については、平成 27 年度までに全ての電安法関係 JIS の公示がなされる（別紙 5-1 参照)。製品関係については、平成 25 年度に整備計画をとりまとめることとしている。

当該計画を基に、整備が必要な整合規格を見積もり、将来の技術基準に追加される 4 項目を明確化する時期を検討する。

7. 整合規格の整備方法の例

7.1. 既存の JIS 等に対する対応

整合規格について、既存の技術基準省令の解釈別表第十二（旧省令 2 項基準）に採用されている JIS 等のままでは、追加 4 項目に対する性能規定を満たさない懸念があることから、追加 4 項目を踏まえて性能規定を満たすよう、改正していく必要がある。

7.2. 技術基準省令の解釈（旧省令第 1 項基準）に対する将来的な対応

技術基準省令の解釈(旧省令第 1 項基準)の内容を活用する必要がある場合は、性能規定化された技術基準省令を満足するよう JIS 等を制定する必要がある。又は、技術基準省令の解釈（旧省令 1 項基準）の内容を既存の JIS 等に取り入れておく必要がある。

7.3. 電気用品の大括り化による対応

別途、政省令分科会で検討が行われている電気用品の大括り化により新たに電気用品に加わるものに対しては、必要な JIS 等を準備する必要がある。

8.　公的な規格を整合規格とする場合の今後の課題について

JIS 等公的な規格を整合規格とするためには、幾つかの課題が残り、それらは今後も引き続き検討していく。

なお、JIS については、6.2 の日本規格協会での検討においても示されており、その内容は次のとおりとなっている。

8.1.　全体の問題

(1)　JIS と整合規格との差について

JIS は、整合規格とすることを目的に制定されたものではない。このため、JIS としては必要でも、整合規格としては不必要と考えられる規定が含まれていることがある（例えば、安全ではなく性能に関する規定など）。

これらについては、部分的に JIS の規定を除いて、整合規格としていく必要がある。

(2)　引用規格の発行年の問題

整合規格として採用される JIS で引用される規格の発行年と整合規格の JIS の発行年に差が生じることを考慮して、引用規格の発行年の記載の要否を検討する必要がある。

この問題については、別紙 7 に整理した。

(3)　新しい技術基準の解釈を引用する場合の対応

現在、JIS で技術基準省令の解釈を引用している JIS がある。今後、技術基準省令の解釈は、技術基準省令の改正による性能規定化に伴い、当面の間、解釈のまま位置づけられるが、将来的には廃止されるとしている。そのため、JIS 改正において、技術基準省令の解釈を書き下すか、引用通達名・項目名称等を変更する必要があるが、当面の間は、JIS では改正対応が困難であるため、省令と新解釈との項目対比に関して整理した読み替えるための解説が必要である。

(4)　新設する JIS の情報の入手方法

整合規格に対応する JIS は、短期間に整備されるため、各 JIS 原案作成団体が作る JIS で、整合規格となる JIS を引用するためには、それらの制定・改正の正確な情報が必要になる。この課題については、6.2 の整備計画を充実させることで、ある程度の対応が可能である。

8.2. 個別の問題

(1) ヒューズ

ヒューズは、流通実態を踏まえて見直しを行う必要がある。

(2) 電球

包装容器の表示事例は、整合規格には不向きな規定であり、整合規格では表示事例を規定する附属書を除いて JIS を採用するなどの検討が必要である。

別紙１

評価基準８項目の整合性
チェックリスト（案）

評価基準8項目の整合性チェックリスト（JIS以外）

規格番号：　　　　　　　　　　　　規格名：

評価基準8項目			満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
項目番号	タイトル	条文		
1	規格の公共性	是認対象となる規格は、その利用性に対して公共性を持つものであること。 従って、特定の事業者、団体、個人だけが利用できるものは是認のための評価を行う対象としない。	□満足 □該当せず	
2	策定プロセスの公平性・公開性	規格の策定プロセスが構成、公平、公開を重視したものであること。 ・具体的には、偏りのない策定メンバー構成、	□満足 □該当せず	
		・議事の公開	□満足 □該当せず	
		・公衆審査の実施	□満足 □該当せず	
		・策定手続の文書化及び公開など。	□満足 □該当せず	
		また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。 A)作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること	□満足 □該当せず	
		B)作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。	□満足 □該当せず	
		C)議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。	□満足 □該当せず	
		D)作成途中で出された意見が適切に処理されていること。	□満足 □該当せず	

規格番号：　　　　　　　　　規格名：

評価基準8項目			満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
項目番号	タイトル	条文		
3	技術基準との整合性	技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。技術基準で対応する要求のうち不足がある場合は、不足している要求を明確にすること。	□満足 □該当せず	別紙2「技術基準との整合確認書」を参照
4	技術的事項の具体性	技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、使用、方法が示されていること。	□満足 □該当せず	
5	技術的事項の妥当性	規格に示される具体的な手法、使用、方法について、その技術的妥当性が説明できること。	□満足 □該当せず	
6	優先される規格	電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格を是認するための評価対象とする。	□満足 □該当せず	
7	作成言語について	規格は日本語で作成されたものとする。	□満足 □該当せず	
8	規格票の様式及び作成方法について	規格はJIS Z:8301:2008「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。	□満足 □該当せず	

別紙２

技術基準との整合性確認書

（案）

技術基準との整合確認書（案）

規格番号：　　　　　　　　　　　規格名：

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由）
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	□該当 □非該当	記入例：1.1項		
第二条第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	□該当 □非該当			
第三条第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	□該当 □非該当			
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	□該当 □非該当			
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	□該当 □非該当			
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 □非該当			
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	□該当 □非該当			
第七条第一号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	□該当 □非該当			

規格番号:　　　　　　　　　　　規格名:

技術基準			該当	整合規格		補足(例:引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条第二号	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	□該当 □非該当			
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	□該当 □非該当			
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	□該当 □非該当			
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 □非該当			
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 □非該当			
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 □非該当			
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 □非該当			
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 □非該当			
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 □非該当			

規格番号:　　　　　　　　　規格名:

技術基準			該当	整合規格		補足(例:引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 □非該当			
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 □非該当			
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 □非該当			
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 □非該当			
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 □非該当			
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 □非該当			
第十九条	表示(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意(家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	□該当 □非該当			

規格番号:　　　　　　　　　　規格名:

技術基準			該当	整合規格		補足(例:引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由)
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第一号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。)　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第32条の3第1項第1号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 □非該当			
第二十条第二号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	二　電気冷房機(産業用のものを除く。)　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 □非該当			
第二十条第三号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	三　電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。)　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 □非該当			
第二十条第四号	表示(長期使用製品安全制度による表示)	四　テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。)　機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 □非該当			

別紙 3

整合規格の提案者の要件

（案）

整合規格の提案者の要件（案）

１．適用範囲

この要件は、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の要求性能を満足するとされた仕様規定（以下「整合規格案」という。）を国に提案する者（以下「提案者」という。）に適用する。

２．目的

本用件は、国が、提案者から整合規格案を提案されたとき、提案者の公平性、客観性及び透明性並びに管理能力に問題がないことを確認する場合に用いる。

国は、提案者が本要件を満たしていることを確認することにより、提案された整合規格案が、公平性、客観性及び透明性並びに管理能力を確保したプロセスにより作成されたものであると確認することができる。

３．要件

（１）一般

提案者が整合規格案の作成を行うための方針及び手順は、差別的であってはならない。

（２）組織

① 提案者が行う整合規格案を提案するための活動は、提案者が行う他の活動と区別する方針と手順をもたなければならない。
② 提案者の組織は、その運営のため、公式な規則並びに組織運営機構をもたなければならない。
③ 提案者の組織は、適切な利害関係者を含めなければならない。利害関係分野は、規格の内容によって異なるので、利害関係分野を明確にし、その内容について、開示請求があれば開示しなければならない。
④ 提案者は、整合規格案の審議の内容について、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のいずれか、又は複数の方法により、公開しなければならない。
⑤ 提案者は、④にかかわらず、整合規格案の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

（３）規格提案プロセス

① 提案者は、利害関係者の規格提案プロセスへの参加を認めなければならない。
② 提案者は、規格提案プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
③ 提案者は、規格提案プロセスでの議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
④ 提案者は、作為又は不作為に関する規格提案プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。

⑤ 提案者は、規格提案プロセスについての運営、議決方法及び適切な手順を文書で定めなければならない。
⑥ 提案者は、提案を行う整合規格案の技術基準に対する整合性を確認するとともに、規格提案プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを確認しなければならない。
⑦ 提案者は、整合規格案の規格提案活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に提案活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

別紙 4

性能規定の骨子

技術基準性能規定の骨子について

資料 7-4「技術基準の性能規定化及び階層化の検討状況について(電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会、平成 24 年 2 月 24 日)からの抜粋

1. はじめに

アクションプラン「5.性能要求の考え方」に基づき、技術基準体系の性能規定化及び階層化の検討を行ってきたところ。

技術基準省令を電気用品の安全性確保の観点から国際整合した性能規定化し、その具体的な方法(整合規格)を JIS 等公的な規格・基準を活用する機動的な仕組み(ニューアプローチ)に移行することを最終目標とする。

一方、現在の技術基準省令は、同解釈と一体となって、①目的、②機能的要求、③要求水準、④検証方法、⑤みなし規定のすべてが規定されている。こうした現行の平面的な技術基準体系を性能規定化、階層化していくためには、電安法関係者が混乱せず、円滑に制度移行していく仕組みが必要である。

このため、当初は現行安全規制内容を変更せずに、技術基準省令は性能規定化したものに改正するとともに、JIS 等公的な整合規格の整備に相当程度時間を要することなどから、整合規格は、現在の技術基準省令及び同解釈の一部を基本とした「技術基準の解釈」で対応することとした。

本文は、技術基準省令で規定される技術的要件の骨子の検討結果を示すものである。

骨子のうち、下線部分は、ニューアプローチにおいて検討されるものであり、当初の技術基準には規定しないものである。

当初の技術基準体系の階層化は、平成 24 年度に本骨子に記載される技術的要件を踏まえて、技術基準省令(一次文書)を改正することとしている。
その際、整合規格(二次文書)は、現在の技術基準省令及び同解釈の一部を基本とした「技術基準の解釈」を策定することとしている。

2. 定義

ここに定義した用語は、この骨子で使用している重要な用語の意味を説明しているものであり、技術基準省令には、必ずしも定義されるわけではない。

2.1. 危害

「危害」とは、電気用品安全法第一条目的に規定される危険及び障害をいう。

ISO/IEC ガイド 51 に従った「危害」ではなく、電気用品安全法第一条(目的)に合わせて定義した。当初の技術基準体系においては、「危険及び障害」は、現行の省令第 1 項と同じ範囲(感電、火災、傷害及び電波障害など)となる。

なお、将来の技術基準体系においては、基本計画のとおり、「4 一般要求事項」に基づく「危険及び障害」となる。

2.2. 通常状態

「通常状態」とは、「保護手段も含め、電気用品が正常な状態」をいう。

2.3. 語尾に関するもの

この性能規定の骨子の語尾は、最低要求レベルを意味するものとして次のように整理した。なお、危険性が高いハザードに対しては、複数の対策を講じることが必要となることもある。

ISO/IEC ガイド 51 では、製品等の使用により発生するハザードによって引き起こすリスクが許容できない場合、設計者はリスクの低減を図るが、その優先順位は、①「本質安全設計」、②「保護装置」、③「使用者に対する情報」であるとされている。

これは一般に 3 ステップメソッドとよばれている。本項で表す語尾は、この 3 ステップメソッドの優先順位の考え方を基に規定しているものである。

2.3.1 (もの)であること

語尾が「・・・(もの)であること」とは、電気用品の設計者に対して、原則として本質安全設計によって当該規定を満たすことを要求するものである。

「本質安全設計」とは、安全を設計の段階から配慮することであり、最も本質的な安全

の確保の方法である。それには、大きく二つの考え方がある。

(1) 危険源が存在しないようにする、又は危険源が存在してもそれによる危害の度合が小さくなるようにすること。

(2) 危険源と人間とができるだけ接触しないようにすること。

2.3.2　構造であること

語尾が「・・・構造であること」とは、電気用品の設計者に対して、電気用品の持つ危害の程度と危害の発生確率に応じて、本質安全設計、保護装置の全部又は一方を施すことによって、当該規定を満たすことを要求するものである。

「保護装置」とは、本質安全設計によって合理的に除去できない危険源、又は十分に低減できないリスクから人を保護するための保護方策で「使用上の情報」によらないものをいう。(JIS B 9700-1:2004 3.20 を参考)

例：過電流による危害を防止するための電流ヒューズ。機械的危険源からの接触を防ぐためのガード。

2.3.3　処置を講じること

語尾が「・・・処置を講じること」とは、電気用品の設計者に対して、電気用品の持つ危害の程度と危害の発生確率に応じて、本質安全設計、保護装置、安全上の情報(本体表示、取扱説明書での使用上の情報)及び残留リスクに対する注意(警告)表示のひとつ以上を施すことによって、当該規定を満たすことを要求するものである。

「安全上の情報」とは、使用者に情報を伝えるための伝達手段(例えば、文章、語句、標識、信号、図形)を個別に、又は組み合わせて使用する保護方策(リスクを低減するための手段)をいう。(JIS B 9700-1:2004 3.21 を参考)

2.3.4　その他(「すること」、「設計であること」など)

語尾が、上記 2.3.1～2.3.3 以外の場合は、電気用品の持つ危害の程度と危害の発生確率に応じて、適切な対応を要求するものである。

3. 電気用品に適用する規格基準及び適合性評価

製造者又は輸入事業者は、性能要求を満たすこと、すなわち、安全機能の重要度を考慮し、自らが根拠を明確にした上で適切と判断する規格及び/又は基準を選択して、適合性評価手続きを行うこと。

本項は、電気用品安全法には同 8 条に基づく事業者による基準適合義務があることを踏まえ規定するものである。また、技術基準が性能規定化されることによって、技術基準を満足するための整合規格の選択の自由度が高まることを受け、どの整合規格(二次文書)を使用したのかを明らかにしておく必要があるため、その旨を規定する必要がある。

ここでいう「安全機能の重要度」は、ISO/IEC ガイド 51 における「リスク」を意図している。

4. 一般要求事項

電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意(合理的予見可能な誤使用)であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。 また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。

本項は、性能規定の安全原則を規定しているものであり、IEC ガイド 104:2010 附属書 A.3「総合安全」に対応するものである。

なお、全体的に使用している用語で以下のものは、JIS Z 8051:2004 又は IEC ガイド 104:2010 で定義されている用語をそのまま使用している。

「リスク」とは、「危害の発生確率及びその危害の程度の組合せ」をいう。

「ハザード」とは、「危害の潜在的な源」をいう。

「意図される使用」とは、「供給者が提供する情報に基づいた製品、プロセス又はサービスの使用」をいう。

「合理的予見可能な誤使用」とは、「供給者が意図しない方法であるが、人間の挙動から生じる容易に予測しうる製品、プロセス又はサービスの使用」をいう。

本項の考え方を整理したものを表１に示す。

表１　規定で考慮すべき使用

使用	規定で考慮すべき事項
意図する使用	○
合理的に予見可能な誤使用	○
合理的に予見不可能な誤使用	×

○：一次文書で規定
×：規定なし

4.1. ハザードを考慮した性能規定

本項では、電気用品によるハザードにより、感電、火災及び傷害等のおそれがないことを規定する。

4.1.1 電気的ハザード

(1) **感電に対する保護** 使用場所及び電圧に応じて、感電のおそれがないこと。

上記、要件を満たすには、次のことを考慮する必要がある。

○直接接触保護

危険な充電部への接触を防ぎ、さらに必要な場合、接近に対しても適切に保護すること。

○間接接触保護

使用場所及び電圧に応じて、人が触れることができる部分は、絶縁破壊を含む単一故障状態により危険な充電部にならない設計であること。

○接触電流に対する保護

人が触れることができる部分の接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されること。

○IEC ガイド 104:2010 附属書 A.4「電気的危険に対する保護」に対応するものである。

性能規定を満たすために、次のような手段が考えられる。

(1) 危険な充電部は、人が触れることができない構造であること。さらに、高圧の危険な充電部を有するものは、危険区域への接近を保護する構造及び/又は手段を有し、かつ、適切な箇所に接近に対する警告表示を行うこと。

(2) 電源から遮断した後、人が触れることができる残留電圧部は適切な時間内に安全な電圧レベルまで放電されること。

(2) **絶縁に対する保全** 絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。

4.1.2 火災ハザード

電気用品は、発火、延焼のリスクを低減する処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.6「炎」に対応するものである。

例えば、電気ストーブの場合、適切な安全設計を行うとともに、設計で想定している離隔距離などの使用環境に関する警告表示を行う必要がある。

4.1.3　火傷ハザード

電気用品から発生する熱によって、人体に危害を及ぼさないよう必要な処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.7「温度」に対応するものである。

「人体に危害を及ぼす」には、火傷及び低温火傷、凍傷が含まれる。

人体に接触して使用される機器とそうではない機器では処置が異なる。

4.1.4　機械的ハザード

電気用品は、電気用品自体の機械的なハザード及び電気用品の外部からの作用によって生じるハザードに対して所要の処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.5「機械的危険に対する保護」、A.6.2「爆発」、A.6.14「爆縮」に対応するものである。

IEC ガイド 104:2010 によると特に考慮すべき機械的ハザードとして次を例示している。

- 不安定性
- 動作中の破壊
- 落下物又は放出物
- 不適切な表面、端、又は角
- 可動部、特に回転速度が変動する部分
- 振動
- 誤った部品の取付け

4.1.5　化学的及び生物学的ハザード

電気用品は、化学的、生物学的なハザードに対して所要の処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.9「生物学的及び化学的影響」、A.6.10「放射、生成、及び/又は危険な物質の使用(例えば、ガス、液体、塵埃、噴霧、蒸気)」、A.6.15「衛生状

態」に対応するものである。

IEC ガイド 104:2010 によると特に考慮すべき化学的及び生物学的ハザードとして次を例示している。

－　病原体、腐敗、微生物又は毒素などの微生物学的要因；たとえば、バクテリア、胞子、ウィルス、イースト、カビなどの侵入又は保有
－　清掃用及び消毒用物質を含む科学的要因；たとえば、潤滑油及び清掃用液剤など
－　原材料、機器又はその他に起因する異物；たとえば、アレルゲン、ペット、金属、機器の構成に使用する材料など

4.1.6　電気用品から発せられる電磁波等による危害の防止

電気用品が発する電磁波、光、音響等によって、人体に危害を及ぼさないよう必要な処置を講じること。

当初は、電子レンジ機能の漏えい電波のみがこの要求事項の対象となる。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.3「電界、磁界、電磁界、その他のイオン放射又は非イオン放射から生じる危険」、A.6.5「光学放射」、A.6.8「音声雑音」に対応するものである。

「電磁波」については、電気用品では電子レンジの漏れ電波を想定したが、性能規定化分科会において、IEC ガイド 104 では、もっと広い「電磁波による健康への影響」も含まれているという意見があり、要検討項目とした。

「光」については、光学的出力を想定。目、皮膚に対する危険。レーザ、紫外線等を含む。

4.2. 安全機能

電気用品は、次の安全機能を有する設計であること。 (1)安全機能は必要な信頼性を有すること。 (2)危険状態の発生を防止する手段又は発生しても拡大しない保護手段を有すること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.3「総合安全」に対応するものである。

安全を確保する手段を意図しており、次のような機能を期待している。

(1) 異常状態の発生を極力防止する。

(2) 異常状態が発生してもその異常状態が拡大し事故にまで発展することを防止する。

なお、電線管のようにそれ自体の安全ではなく、他の電気用品(電線)の安全を確保する安全機能については、個別要求事項として検討する必要があるとの意見があった。

4.3. 使用者、使用場所及び使用方法を考慮した安全設計

電気用品は、使用者の特性及び使用場所、さらに必要に応じた無監視状態での運転を考慮し、危害の発生を防止する設計であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.11「人がついていない状態での運転」、A.6.15「衛生状態」、A.6.16「人間工学」に対応するものである。

ここで「使用者」は、機器の使用目的に応じて、専門家、一般成人、子供、高齢者、障害者などが想定される。

4.4. 供用期間中における安全機能の維持

想定される供用期間中、安全機能が維持される設計であること。

当初は、スイッチの耐久性試験、コードの折り曲げ試験などの耐久性試験がこの性能規定の二次文書に相当する。また、長期使用製品安全表示制度に指定された電気用品は、設計上の標準使用期間がこれに該当する。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.7.4「システム故障」、ISO/IEC ガイド 51:1999 7.3「準備期間」に対応するものである。

この期間は「設計上意図した期間」であり、時間・頻度の程度を考慮したものである。

4.5. 組み込みソフトウエアの安全性

制御にソフトウエアを用いている場合は、ソフトウエアによるハザードが発生しない設計であること。または、そのソフトウエア以外の別の手段によって安全機能を維持する設計であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.7.2c「機器の設計：一度に一つの論理的エラーが危険を引き起こさない」に対応するものである。

ソフトウエアによるハザードとは以下が想定される。

(1) ソフトウエアが設計者の意図しない動きをしてハザードとなった。

(2) 設計者の意図どおり動作したが、それがハザードとなった。

(3) ソフトウエアが想定外の事態で機器が暴走・フリーズしてハザードとなった。

4.6. 電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限

電気用品は、ハザードの発生を防止するために、電気的、磁気的又は電磁的妨害により電気用品が危険状態にならないこと。また、他の機器に干渉してハザードを引き起こすことのないように、磁気及び電磁妨害の放射を制限するような設計であること。

当初は、遠隔操作機構を有するもののみに適用される。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.4「電気、磁気又は電磁妨害」、A.7.2a「機器の設計：製品 EMC 又は一般的な EMC 規格に関連して検討される電気、磁気、電磁妨害を含む予期される環境での通常使用に耐える」に対応するものである。

4.7. 保護協調及び組み合わせ

電気用品は、他との保護協調及び組み合わせを考慮した設計であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.13「機器の組み合わせ」に対応するものである。

電気用品は、それが接続される配電系統に応じて適切な設計をすることを意図した。

保護器の役割は、電気用品の故障が発生した際、故障を検出し、すみやかに故障区間を切り離して故障の拡大を防ぐ。

故障による異常を保護器が検出、処理する過程において、

① 健全回路への電源供給を継続する為、健全回路の保護器が誤って動作しないよう、保護機能が相互に協調をとること、

② 故障回路の保護の為、回路の構成機器、および配線などが損傷しないように、保護器の保護特性(感度、時間)を選定すること

を保護協調という。

交流用電気機械器具(技術基準省令一項別表第八)においては、次のような関係事例がある。

(1) 電源電線の最小断面積

ノートパソコンなどの AC アダプターの入力側の定格電流は、出力電流よりも小さいが、出力側の方が細い電線を使用している。これは、出力側電線の短絡は AC アダプターの設計により保護されるため細くすることが可能であるが、入力側電線の短絡は配線系統のブレーカで保護することになり、0.75㎜^{2}よりも細くするとブレーカが動作する前に電線が燃える可能性が高いためである。

(2) 電流ヒューズの選定

使用するヒューズは、通常状態では動作せず、異常状態では配電系統のブレーカが動作する前に確実に動作するものを選択する必要がある。また、ヒューズの定格短絡遮断

電流は、機器が使用される配電系統の短絡電流よりも大きな容量を有しているものを選択する必要がある。

(3) 絶縁保護協調

機器の感電を保護するために確保するべき絶縁は、配電系統の対地電圧を考慮する。例えば、一般的に欧州の場合、三相電源はスター結線であり対地電圧は、機器の定格電圧の１/√3 となるが、日本では、デルタ結線のため対地電圧は、機器の定格電圧に等しい。機器は、絶縁協調をとるために、このように接続される配電系統の対地電圧などを考慮して、絶縁距離を確保し、また、漏洩電流などを制限しなくてはならない。

4.8. 雑音の強さ

通常状態において、電気用品から発生する雑音の強さは、放送受信及び電気通信の障害にならないこと。

本項は、電波障害だけを意図する文章にすることにした。

4.9. 部品及び材料

電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.7「温度」に対応するものである。

4.10. 始動、再始動、停止

電気用品は、不意な始動、再始動及び停止により危害を及ぼさない構造であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.12「電源への接続及び電源の中断」、A.7.3「危険に関する種類」に対応するものである。

5. 表示等

5.1. 一般

使用上の注意(家庭用品品質表示法によるものを除く)及び安全上必要な情報を、本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、本体に表示することが困難なものにあっては、包装容器の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合又は添付文書に記載する場合は、これを省略することができる。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.8「情報の要求事項」に対応するものである。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.8 では、表示について、以下のとおり規定されている。

A.8　情報の要求事項

(a)製造業者若しくは供給者の名前、又はブランド名若しくは商標を、電気機器に、それが不可能な場合はその包装に、はっきりと印刷しなければならない。適用できる場合、製造日及び製造場所の識別も表示しなければならない。

(b)機器とともに提供する取扱説明書には、安全な設置(組立)、保守、清掃、運転及び保管に関する情報も含まなければならない。

(c)全ての手段を採用しても残る危険、又は明らかではない潜在的危険の場合、適切な警告を提供しなければならない。

(d)必須の特性、機器の安全な使用を確実にするための認識及び遵守、及び、意図する適用及び合理的に予期できる適用性を機器に、読みやすく消えないように表示、それが不可能な場合、添付使用取扱説明書に記載しなければならない。

(e)機器の安全仕様に必須の表示または使用取扱説明書のいずれかにより提供される情報は、意図する使用者に容易に理解できるものでなければならない。

5.2. 長期使用製品安全表示制度による表示

長期使用製品安全表示制度の対象製品については、次の表示を行うこと。その表示は容易に理解しやすく、見えやすく、消えにくいこと。

(1)　製造年

(2)　設計上の標準使用期間

(3)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故

に至るおそれがある旨

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.8a「製造業者若しくは供給者の名前、又はブランド名若しくは商標を、電気機器に、それが不可能な場合はその包装に、はっきりと印刷しなければならない。適用できる場合、製造日及び製造場所の識別も表示しなければならない。」に対応するものである。

省令としては、残すことになる項目。個別規定として、現状の五品目のみに適用する意図であるが、電気用品名が将来的にどのようになるのか不明なので、上記のように表現してある。また、将来的に対象品の拡大も考えられるが、この性能規定をもって拡大するという意図はない。

別添　感電に対する保護クラスに関する説明

感電保護等級　構造の例	プラグ形状の例	定　義	単一故障状態
【クラス 0 機器】 充電部	一重被覆コード	感電に対する保護を基礎絶縁（一つの絶縁）だけに依存している機器。このことは，基礎絶縁が破損した場合に，可触導電部となる部分を設備の固定配線の保護接地線に接続する方法がなく，感電に対する保障が周辺条件に依存しているということを意味する。 【説明】 接地する機構を持たない機器で、かつ、基礎絶縁が破壊したときのための追加保護（付加絶縁）を持たない機器。	絶縁故障があったときに、機器に触れている人を通して大地に電流が流れるため、単一故障により感電する可能性がある。
【クラス 0I 機器】 接地線 充電部	二重被覆コード	少なくとも全体に基礎絶縁を使用しており、かつ、接地用端子を有しているが、接地用導体のない電源コード又は接地極を有しない差込プラグを使用している機器。 【説明】 使用者が意識的に接地する機器。冷蔵庫、電子レンジ又は洗濯機などのようにプラグに接地線を持たずに(クラス 0 機器と同じプラグを用いて)機器本体に接地端子又は接地用口出し線をもつものもある。	使用者が接地しないとクラス 0 機器と同様に単一故障で感電する可能性がある。
【クラス I 機器】 充電部	二重被覆コード	感電に対する保護を基礎絶縁に依存していると同時に、基礎絶縁が破損した場合に、可触導電部を設備の保護用接地導体に接続することにより、追加の安全措置を講じている機器。 【説明】 使用者が意識せずとも接地できる機器。単一故障が生じてもプラグを持たない固定形機器（埋込形 IH クッキングヒータなど）のように設置業者が設置する機器も含まれる。	単一故障状態になっても漏洩電流がプラグの接地極を通じて流れるため、機器に触れても感電しない。
【クラスII機器】 充電部	二重被覆コード	感電に対する保護を基礎絶縁に依存していると同時に、二重絶縁又は強化絶縁のような追加安全措置が講じられている機器。 【説明】 接地する機構を持たないが、基礎絶縁が破壊したときのための追加保護（付加絶縁）を持つ機器。クラスII機器には □ の表示がある。	単一故障状態になっても付加絶縁で保護されるため、感電しない。

別紙 5

整合規格として整備すべき規格

別紙5-1

整合規格として整備すべき規格
（部品関係）
（省令１項別表第一から別表第七）

（平成 24 年度 JSA「電気用品安全法の性能規定化に対応する JIS 開発」成果報告書（案）別紙１より抜粋）

別紙1
“仮番号”及び“規格番号”欄の括弧書きの規格は，みなし基準にしないものを示す。

みなし基準リスト（案）

平成24年度JSA「電気用品安全法の性能規定化に対応するJIS開発」成果報告書（案）別紙1より抜粋

仮番号（みなし基準となるもの）	みなし基準（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考
	規格番号	タイトル												
J001	JIS C XXXX	配線器具の安全に関する一般要求事項	○	×	制定	日配工	JIS原案作成	JIS制定		是認手続き				省令第1項別表第四対応JIS。
J002	JIS C 8352	配線用ヒューズ通則	○	×	改正	JEMA		JIS原案作成	JIS改正	是認手続き				保護協調の関係からWTO/TBT通告の附属書第三F．の但し書きを使えるか検討する。
J003	JIS C 8313	配線用つめ付きヒューズ	○	×	改正	JEMA			JIS原案作成	JIS改正	是認手続き			可溶体が露出しており、供用期間中に特性が変化するが、将来的に性能規定を満たすと評価できるかという課題がある。
J004	JIS C XXXX	管形ヒューズ	－	－	制定	JEMA			JIS原案作成	JIS制定	是認手続き			JIS C 6575-2に取り込めれば、不要となるが、審議の過程で検討する。 取り込めない場合は，省令第1項別表第三をベースに取り込めなかった管形ヒューズのJISを作成する。 電動機用ヒューズについては、必要性について確認する必要がある。
J005	JIS C XXXX	その他の包装ヒューズその1（ミニュチュア）	－	－	制定	JEMA			JIS原案作成	JIS制定	是認手続き			J006とJ007は合体の可能性あり。省令第1項別表第三にしかないヒューズの規定をJIS化する。
J006	JIS C XXXX	その他の包装ヒューズその2（配線用）	○	×	制定	JEMA			JIS原案作成	JIS制定	是認手続き			J006とJ007は合体の可能性あり。省令第1項別表第三にしかないヒューズの規定をJIS化する。
J007	JIS C 8314	配線用筒形ヒューズ	○	×	改正	JEMA		JIS原案作成	JIS改正	是認手続き				省令第1項別表第三との差分に対して検討する。
J008	JIS C 8319	配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ	○	×	改正	JEMA			JIS原案作成	JIS改正	是認手続き			省令第1項別表第三との差分に対して検討する。
J009	JIS C XXXX	小形交流電動機の安全	－	－	制定	JEMA		素案作成	JIS原案作成	JIS改正	是認手続き			
J010	JIS C 8368	電流制限器	○	○	改正	電気協会		素案作成	JIS原案作成	JIS改正	是認手続き			
J011	JIS C XXXX	電線	○	△	制定	電線工業会		JIS原案作成	JIS制定	是認手続き				JIS C 3005の改正は必要となる。 コードは機器用なので，IEC工事と在来工事の区別はないが，ケーブルについては，在来工事専用規格となる。
	JIS C 3005	ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法	－	－	改正	電線工業会		JIS原案作成	JIS改正					
J012	JIS C XXXX	金属製線樋及び附属品に関する一般要求事項	○	×	制定	設備学会		JIS原案作成	JIS制定	是認手続き				適用範囲の拡大はある可能性がある。 現在は，線樋専用に省令第1項別表第二対応JISを作成する予定。
J013	JIS C XXXX	ベル用，表示器用，リモートコントロール用及びオゾン発生器用変圧器	○	×	制定	日配工		規格体系の検討	JIS原案作成	JIS制定	是認手続き			省令第1項別表第六対応JIS。
J60127-1	JIS C 6575-1	ミニチュアヒューズ－第1部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	－	－	確認	JSA b)				是認手続き				
J60127-2	JIS C 6575-2	ミニチュアヒューズ－第2部：管形ヒューズリンク	－	－	確認	JSA b)				是認手続き				
J60127-3	JIS C 6575-3	ミニチュアヒューズ－第3部：サブミニチュアヒューズリンク（その他の包装ヒューズ）	－	－	確認	JSA b)				是認手続き				
J60127-4	JIS C 6575-4	ミニチュアヒューズ－第4部：UMヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク	－	－	確認	JSA b)				是認手続き				
J60227-1	JIS C 3662-1	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第1部：通則	×	○	確認	電線工業会				是認手続き				
J60227-3	JIS C 3662-3	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第3部：固定配線用シースなしケーブル	×	○	確認	電線工業会				是認手続き				
J60227-4	JIS C 3662-4	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第4部：固定配線用シース付きケーブル	×	○	確認	電線工業会				是認手続き				
J60227-5	JIS C 3662-5	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第5部：可とうケーブル（コード）	－	－	確認	電線工業会				是認手続き				コードは，IEC工事と在来工事の区別はない。
J60227-7	JIS C 3662-7	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第7部：遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブル	×	○	確認	電線工業会				是認手続き				
J60238	JIS C 8280	ねじ込みランプソケット	－	－	確認	照明工				是認手続き				
J60245-1	JIS C 3663-1	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル―第1部：通則	×	○	確認	電線工業会				是認手続き				

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　“○”：設備基準に使用可　“△”：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　“×”：設備基準に使用不可　“－”：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）
「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：“JSA a)”：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　“JSA b)”：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　“JSA c)”：業界団体が存在しない規格

別紙1
"仮番号"及び"規格番号"欄の括弧書きの規格は，みなし基準にしないものを示す。

みなし基準リスト（案）

平成24年度JSA「電気用品安全法の性能規定化に対応するJIS開発」成果報告書（案）別紙1より抜粋

仮番号（みなし基準となるもの）	みなし基準（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考
	規格番号	タイトル												
J60245-3	JIS C 3663-3	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル—第3部：耐熱シリコンゴム絶縁ケーブル	×	○	確認	電線工業会				是認手続き				
J60245-4	JIS C 3663-4	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル—第4部：コード及び可とうケーブル	×	○	確認	電線工業会				是認手続き				コードは，IEC工事と在来工事の区別はない。
	JIS C 3663-6	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル—第6部：アーク溶接電極ケーブル	—	—	確認	電線工業会								電安法の対象外。みなし基準リストではなく，安全重要部品リストに必要（来年度のリストに必要。）。
J60245-7	JIS C 3663-7	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル—第7部：耐熱性エチレンビニルアセテートゴム絶縁ケーブル	×	○	確認	電線工業会				是認手続き				
J60245-8	JIS C 3663-8	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル—第8部：高可とう性コード	—	—	確認	電線工業会				是認手続き				
(J60269-1)	JIS C 8269-1	低電圧ヒューズ－第1部：一般要求事項	○	○	廃止？									保護協調の関係からWTO/TBT通告の附属書第三F．の但し書きを使えるか検討する。
(J60269-2)	JIS C 8269-2	低電圧ヒューズ－第2部：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用のヒューズ）	×	○	廃止？									保護協調の関係からWTO/TBT通告の附属書第三F．の但し書きを使えるか検討する。
(J60269-2-1)	JIS C 8269-2-1	低電圧ヒューズ－第2部：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用のヒューズ）－第I章～第V章：専門家用標準ヒューズの例	×	○	廃止？									保護協調の関係からWTO/TBT通告の附属書第三F．の但し書きを使えるか検討する。
(J60269-3)	(現在J規格、JISなし)	低電圧ヒューズ パート3：非熟練者用ヒューズの追加必要事項（主として家庭用及びこれに類する用途のヒューズ）	—	—	—									保護協調の関係からWTO/TBT通告の附属書第三F．の但し書きを使えるか検討する。
(J60269-3-1)	(現在J規格、JISなし)	低電圧ヒューズ パート3：非熟練者用ヒューズの追加必要事項（主として家庭用及びこれに類する用途のヒューズ）セクションⅠからⅣ	—	—	—									保護協調の関係からWTO/TBT通告の附属書第三F．の但し書きを使えるか検討する。
(J60269-J1)	JIS C 8269-11	低電圧ヒューズ－第11部：A種，B種ヒューズ	○	×	統合	JEMA								JIS C 8352に統合する。
J60309-1	JIS C 8285	工業用プラグ，コンセント及びカプラ	○	○	確認	JSA a)＋関係団体？				是認手続き				プラグは製品規格で引用，コンセントはIEC設備対応だけにする方向。
J60320-1	JIS C 8283-1	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項	—	—	確認	JSA a)＋関係団体？				是認手続き				製品規格で引用される。
J60320-2-1	JIS C 8283-2-1	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第2－1部：ミシン用カプラ	—	—	確認	縫製機械工業会　OR　JSA c)				是認手続き				担当団体は来年度確認する。
J60320-2-2	JIS C 8283-2-2	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第2－2部：相互接続カプラ	—	—	確認	JSA a) ＋関係団体？				是認手続き				
J60320-2-3	JIS C 8283-2-3	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第2-3部：IPX1以上の保護等級をもつ機器用カプラ	—	—	確認	JSA a) ＋関係団体？				是認手続き				製品規格で引用される。
(J60320-2-4)	JIS C 8283-2-4	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第2－4部：機器の質量によってかん（嵌）合するカプラ	—	—	廃止？									電安法対象外であり，製品規格からも引用されないため廃止する。
(J60320-2-J1)	JIS C 8283-2-101	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第2-101部：電熱機器用カプラ	—	—	統合	日配工								J001があれば不要な規格であるが、マグネットプラグ及びアイロンプラグを認めるJIS C 9335の個別規格でJ001を引用する必要がある（来年度周知）。
J60335-1	JIS C 9335-1	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部：一般要求事項	—	—	改正	JET	JIS原案作成	JIS改正		是認手続き				
J60335-2-28	JIS C 9335-2-28	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-28部：ミシンの個別要求事項	—	—	改正	縫製機械工業会　OR　JSA c)								来年度にミシンと合わせてスケジュールを検討する。
J60400	JIS C 8324	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	—	—	改正	照明工			JIS原案作成	JIS改正 （改正前のJISで）是認手続き	改正要望			H28年度（仮）に是認要望でもいいのではないか？
J60502-1	JIS C 3667	定格電圧1 kV～30 kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品—定格電圧0.6/1 kVのケーブル	×	○	確認	電線工業会				是認手続き				
J60570	JIS C 8472	ライティングダクト－照明器具用ダクトの安全性要求事項	○	○	確認	照明工				是認手続き				在来工事のデビエーションを残す方向。
J60669-1	JIS C 8281-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第1部：一般要求事項	×	○	確認	日配工				是認手続き				次回IEC改正時にJISを改正し，IEC工事専用のJISとして残す。
J60669-2-1	JIS C 8281-2-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第2-1部：電子スイッチの個別要求事項	×	○	確認	日配工				是認手続き				次回IEC改正時にJISを改正し，IEC工事専用のJISとして残す。

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　"○"：設備基準に使用可　"△"：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　"×"：設備基準に使用不可　"－"：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）
「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：　"JSA a)"：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　"JSA b)"：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　"JSA c)"：業界団体が存在しない規格

別紙1
"仮番号"及び"規格番号"欄の括弧書きの規格は，みなし基準にしないものを示す。

みなし基準リスト（案）

平成24年度JSA「電気用品安全法の性能規定化に対応するJIS開発」成果報告書（案）別紙1より抜粋

仮番号（みなし基準となるもの）	みなし基準（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考
	規格番号	タイトル												
J60669-2-2	JIS C 8281-2-2	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第2-2部：電磁遠隔制御式スイッチ（RCS）の個別要求事項	×	○	確認	日配工				是認手続き				次回IEC改正時にJISを改正し，IEC工事専用のJISとして残す。
J60669-2-3	JIS C 8281-2-3	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第2-3部：遅延スイッチ（TDS）の個別要求事項	×	○	確認	日配工				是認手続き				次回IEC改正時にJISを改正し，IEC工事専用のJISとして残す。
J60670-1	JIS C 8462-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第1部：一般要求事項	○	○	改正	設備学会		JIS原案作成	JIS改正		是認手続き			
（J60670-21）	JIS C 8462-21	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	○	○	確認	設備学会								現行省令第2項にはあるが，みなし基準として，要望する予定なし。
J60670-22	JIS C 8462-22	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	×	○	確認	設備学会								一部がジョイントボックスで対象になる可能性があり，みなし基準化が必要と考える。
J60691	JIS C 6691	温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針	－	－	改正	JSA b)			JIS原案作成	JIS改正	是認手続き			温度ヒューズに，省令第1項別表第三ヒューズの一部を追加するかどうかを検討する。 また，省令第1項別表第三の内容を一部デビエーションとして取り入れることも検討する。
J60730-1	JIS C 9730-1	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第1部：一般要求事項	－	－	確認	JSA c)				是認手続き				製品規格で引用される。
J60730-2-6	JIS C 9730-2-6	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第2-6部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項	－	－	確認	JSA c)				是認手続き				製品規格で引用される。
J60730-2-7	JIS C 9730-2-7	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第2-7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項	－	－	確認	JSA c)				是認手続き				製品規格で引用される。
J60730-2-15	JIS C 9730-2-15	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第2-15部：自動電気式の空気流量，水量及び水位検出制御装置の個別要求事項	－	－	確認	JSA c)				是認手続き				製品規格で引用される。
J60838-1	JIS C 8121-1	ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験	－	－	確認	照明工				是認手続き				
J60838-2-1	JIS C 8121-2-1	ランプソケット類－第2-1部：S14形ランプソケットに関する安全性要求事項	－	－	確認	照明工				是認手続き				
J60884-1	JIS C 8282-1	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第1部：一般要求事項	×	○	確認	日配工				是認手続き				プラグは製品規格で引用，コンセントは将来的にIEC設備対応だけにする方向。
J60884-2-1	JIS C 8282-2-1	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-1部：ヒューズ付きプラグの個別要求事項	－	－	確認	日配工				是認手続き				
J60884-2-2	JIS C 8282-2-2	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-2部：機器用コンセントの個別要求事項	－	－	確認	日配工				是認手続き				
J60884-2-3	JIS C 8282-2-3	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-3部：固定配線用のインターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項	×	○	確認	日配工				是認手続き				将来的にIEC設備対応だけにする方向。
J60884-2-5	JIS C 8282-2-5	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-5部：アダプタの個別要求事項	－	－	確認	日配工				是認手続き				
J60884-2-6	JIS C 8282-2-6	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-6部：固定配線用インターロックをもつスイッチ付きコンセントの個別要求事項	×	○	確認	日配工				是認手続き				将来的にIEC設備対応だけにする方向。
	(IEC 60884-2-7)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-7部：コード延長セットの個別要求事項	×	×										日本では使用できない極配置のものなので，JISの意味がない。 基本的な技術上の問題（コンセントの形状が異なる）からWTO/TBT通告の附属書第三F．の但し書きを使えるか検討する。
（J60884-2-J1）	JIS C 8282-2-11	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-11部：引掛形などの接続器の個別要求事項	○	×	統合	日配工								J001でカバーできるため不要である。
J60898-1	JIS C 8211附属書1	住宅及び類似設備用配線用遮断器	×	○	確認	JEMA				是認手続き				附属書1だけみなし基準とする。
J60947-1	JIS C 8201-1	低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則	×	○	確認	JEMA				是認手続き				

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　"○"：設備基準に使用可　"△"：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　"×"：設備基準に使用不可　"－"：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）
「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：　"JSA a)"：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　"JSA b)"：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　"JSA c)"：業界団体が存在しない規格

別紙1

“仮番号”及び“規格番号”欄の括弧書きの規格は，みなし基準にしないものを示す。

みなし基準リスト(案)

平成24年度JSA「電気用品安全法の性能規定化に対応するJIS開発」成果報告書(案)別紙1より抜粋

仮番号 (みなし基準となるもの)	みなし基準(案)		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度(仮)	H29年度(仮)	H30年度以降	備考
	規格番号	タイトル												
J60947-2-1	JIS C 8201-2-1附属書1	低圧開閉装置及び制御装置－第2-1部:回路遮断器(配線用遮断器及びその他の遮断器)	×	○	確認	JEMA				是認手続き				附属書1だけみなし基準とする。
J60947-2-2	JIS C 8201-2-2附属書1	低圧開閉装置及び制御装置－第2-2部:漏電遮断器	×	○	確認	JEMA				是認手続き				附属書1だけみなし基準とする。
J60947-4-1	JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置－第4部:接触器及びモータスターター第1節:電気機械式接触器及びモータスタータ	○	○	確認	JEMA				是認手続き				
J60950-1	JIS C 6950-1	情報技術機器－安全性－第1部:一般要求事項	―	―	改正	JBMIA		JIS改正		是認手続き				来年度検討する。
J60998-1	JIS C 2814-1	家庭用及びこれに類する用途の定電圧用接続器具－第1部:通則	○	○	確認	日配工				是認手続き				IEC整合でも日本の電線が接続できる可能性がある。製品規格から引用される。
J60998-2-1	JIS C 2814-2-1	家庭用及びこれに類する用途の定電圧用接続器具－第2-1部:ねじ形締付式接続器具の個別要求事項	○	○	確認	日配工				是認手続き				IEC整合でも日本の電線が接続できる可能性がある。製品規格から引用される。
J60998-2-2	JIS C 2814-2-2	家庭用及びこれに類する用途の定電圧用接続器具－第2-2部:ねじなし形締付式接続器具の個別要求事項	○	○	確認	日配工				是認手続き				IEC整合でも日本の電線が接続できる可能性がある。製品規格から引用される。
J60998-2-3	JIS C 2814-2-3	家庭用及びこれに類する用途の定電圧用接続器具－第2-3部:絶縁貫通形締付式接続器具の個別要求事項	○	○	確認	日配工				是認手続き				IEC整合でも日本の電線が接続できる可能性がある。製品規格から引用される。
J60998-2-4	JIS C 2814-2-4	家庭用及びこれに類する用途の定電圧用接続器具－第2-4部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項	○	○	確認	日配工				是認手続き				IEC整合でも日本の電線が接続できる可能性がある。製品規格から引用される。
J61009-1	JIS C 8222附属書1	住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き(RCBOs)	×	○	確認	JEMA				是認手続き				附属書1だけみなし基準とする。
J61050	JIS C 8109	ネオン変圧器	―	―	確認	JEMA				是認手続き				将来は11条提案を検討する。
J61058-1	JIS C 4526-1	機器用スイッチ－第1部:一般要求事項	―	―	確認	NECA				是認手続き				来年度検討する。
J61058-2-1	JIS C 4526-2-1	機器用スイッチ－第2-1部:コードスイッチの個別要求事項	―	―	確認	日配工				是認手続き				
J61058-2-4	JIS C 4526-2-4	機器用スイッチ－第2-4部:独立形固定スイッチの個別要求事項	―	―	確認	JSA c)?				是認手続き				来年度検討する。
J61058-2-5	JIS C 4526-2-5	機器用スイッチ－第2-5部:切換セレクタの個別要求事項	―	―	確認	JSA c)?				是認手続き				来年度検討する。
J61084-1	JIS C 8471-1	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム―第1部:一般要求事項	○	○	確認	設備学会					是認手続き			
(J61084-2-1)	JIS C 8471-2-1	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－ 第2－1部:壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキング及びダクティングシステムの個別要求事項	○	○	確認	設備学会								現行省令第2項にはあるが、みなし基準として、要望する予定なし。
J61184	JIS C 8122	差込みランプソケット	―	―	確認	照明工	JIS改正			是認手続き				
(J61242)	JIS C 8284	電気アクセサリー－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール	―	―	廃止?									日本では使用できない極配置のものなので、JISの意味がない。 基本的な技術上の問題(コンセントの形状が異なる)からWTO/TBT通告の附属書第三F. の但し書きを使えるか検討する。
J61347-1	JIS C 8147-1	ランプ制御装置―第1部:通則及び安全性要求事項	―	―	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS改正	是認手続き			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。独立形安定器のIEC設備への使用の可否は検討する。
J61347-2-3	JIS C 8147-2-3	ランプ制御装置―第2-3部:交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項	―	―	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS改正	是認手続き			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。
J61347-2-8	JIS C 8147-2-8	ランプ制御装置―第2-8部:蛍光灯安定器の個別要求事項	―	―	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS改正	是認手続き			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。
J61347-2-9	JIS C 8147-2-9	ランプ制御装置―第2-9部:放電灯安定器の個別要求事項	―	―	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS改正	是認手続き			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味： “○”:設備基準に使用可 “△”:規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可 “×”:設備基準に使用不可 “－”:設備基準に該当しない(機器組込用など，設備用以外の資材)

「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味： “JSA a)”:共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格 “JSA b)”:業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格 “JSA c)”:業界団体が存在しない規格

別紙1

“仮番号”及び“規格番号”欄の括弧書きの規格は，みなし基準にしないものを示す。

みなし基準リスト（案）

平成24年度JSA「電気用品安全法の性能規定化に対応するJIS開発」成果報告書（案）別紙1より抜粋

仮番号（みなし基準となるもの）	みなし基準（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考
	規格番号	タイトル												
J61347-2-10	JIS C 8147-2-10	ランプ制御装置―第2-10部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項	－	－	改正	JSA c)？			JIS改正原案作成	JIS改正	是認手続き			製造者に確認の上、11条で行うか検討する。
J61347-2-12	JIS C 8147-2-12	ランプ制御装置―第2-12部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯を除く）	－	－	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS制定	是認手続き			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。
J61347-2-13	JIS C 8147-2-13	ランプ制御装置―第2-13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項	－	－	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS制定	是認手続き			
J61386-1	JIS C 8461-1	電線管システム―第1部：通則	○	○	改正	設備学会			JIS原案作成	JIS改正	是認手続き			
J61386-21	JIS C 8461-21	電線管システム―第21部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項	○	○	改正	設備学会			JIS原案作成	JIS改正	是認手続き			
J61386-22	JIS C 8461-22	電線管システム―第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項	○	○	改正	設備学会			JIS原案作成	JIS改正	是認手続き			
（J61386-23）	JIS C 8461-23	電線管システムー第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項	○	○	確認	設備学会								現行省令第2項にはあるが、みなし基準として、要望する予定なし。
J61534-1	JIS C 8473	ライティングダクトー電源用ダクトの安全性要求事項	○	○	確認	設備学会				是認手続き				在来工事のデビエーションを残す方向。
J61558-1	JIS C 61558-1	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第1部：通則及び試験	○	○	確認	JSA c)				是認手続き				
J61558-2-1	JIS C 61558-2-1	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第2-1部：一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c)				是認手続き				
（J61558-2-2）	JIS C 61558-2-2	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-2部：制御変圧器の個別要求事項	○	○	廃止								廃止	需要なし。
J61558-2-3	JIS C 61558-2-3	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第2-3部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項	○	○	改正	JSA b)	JIS原案作成	JIS改正		是認手続き				平成24年度委託事業。
J61558-2-4	JIS C 61558-2-4	入力電圧1 100 V以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性―第2-4部：絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c)				是認手続き				
J61558-2-5	JIS C 61558-2-5	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-5：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項	×	○	確認	JSA c)				是認手続き				IEC設備基準から引用されている。
J61558-2-6	JIS C 61558-2-6	入力電圧1 100 V以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性―第2-6部：安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c)				是認手続き				
J61558-2-7	JIS C 61558-2-7	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第2-7部：玩具用変圧器及び玩具用電源装置の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c)				是認手続き				
J61558-2-8	JIS C 61558-2-8	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第2-8部：ベル及びチャイム用変圧器の個別要求事項	×	○	改正	JSA c)	JIS原案作成	JIS改正		是認手続き				平成24年度委託事業。
（J61558-2-9）	JIS C 61558-2-9	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-9部：白熱電球のクラスⅢハンドランプ用変圧器の個別要求事項	○	○	廃止								廃止	需要なし。
（J61558-2-12）	JIS C 61558-2-12	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-12部：定電圧変圧器の個別要求事項	○	○	廃止								廃止	需要なし。
J61558-2-13	JIS C 61558-2-13	入力電圧1 100 V以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性―第2-13部：単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c)				是認手続き				
（J61558-2-15）	（現在J規格、JISなし）	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性パート2-15：医療施設の電源用アイソレート型絶縁変圧器に関する特別要求事項	×	×	－									IEC設備に使えないためにJIS化せず。

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　“○”：設備基準に使用可　“△”：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　“×”：設備基準に使用不可　“－”：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）

「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：“JSA a)”：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　“JSA b)”：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　“JSA c)”：業界団体が存在しない規格

別紙１
“仮番号”及び“規格番号”欄の括弧書きの規格は，みなし基準にしないものを示す。

みなし基準リスト（案）

平成24年度JSA「電気用品安全法の性能規定化に対応するJIS開発」成果報告書（案）別紙1より抜粋

仮番号（みなし基準となるもの）	みなし基準（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考
	規格番号	タイトル												
J61558-2-16	JIS C 61558-2-16	入力電圧1 100 V以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性―第2-16部：スイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c)				是認手続き				
(J61558-2-19)	JIS C 61558-2-19	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-19部：じょう(擾)乱減衰用変圧器の個別要求事項	○	○	廃止								廃止	需要なし。
(J61558-2-20)	JIS C 61558-2-20	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-20部：小形リアクトルの個別要求事項	○	○	改正	JSA c)	JIS原案作成	JIS制定						製品規格から引用される。電安法対象外なのでみなし基準とはしない。 安全重要部品となるかどうかは検討する。
(J61558-2-23)	JIS C 61558-2-23	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-23部：建築現場用変圧器の個別要求事項	○	○	廃止								廃止	需要なし。

97　←J規格数（括弧付き，空欄を除く合計）

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　“○”：設備基準に使用可　“△”：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　“×”：設備基準に使用不可　“－”：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）
「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：“JSA a)”：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　“JSA b)”：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　“JSA c)”：業界団体が存在しない規格

別紙 5-2

整合規格として整備すべき規格（完成品関係、リチウムイオン電池及びその他）[i]

[i] 別紙 5-2 については、平成 25 年度に一般財団法人日本規格協会において、JIS 整備計画をとりまとめる予定となっているため、この改訂 2 版では第 1 版の内容をそのまま残す形で掲載した。本改訂第 3 版を発行するとき、一般財団法人日本規格協会でのとりまとめ結果を反映する。

大括り化されない電気用品

電気用品の区分	電気用品			電気用品名			当初の階層化で通達される安全基準 第1項基準ベース		第2項基準ベース		将来の階層化に向けて準備するべきJIS等（案） みなし規定（JIS等） みなし規定 （在来工事対応JIS等）		将来の階層化に向けて準備するべきJIS等（案） みなし規定 （IEC工事対応JIS ／国際整合JIS等）		備　考
	施行令大分類	施行令中分類	施行令小分類	政令電気用品名	番号	省令電気用品名	共通の事項	個別の事項	共通基準	個別基準	共通基準	個別基準	共通基準	個別基準	
14　電熱器具	六　電熱器具	（1）電気便座	—	電気便座	80	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(6)電気便座	J60335-1	J60335-2-84	JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-84	—	—	第2－84部：トイレとともに使用する電気機器の個別要求事項 将来的に現行省令1項等を基にJISの新規策定を検討（温水協）
		（2）電気温蔵庫	—	電気温蔵庫	81	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(13)電気温蔵庫	J60335-1	J60335-2-49	JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-49	—	—	第2－49部：業務用電気温蔵庫の個別要求事項
		（3）水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結・凝結防止用電熱器具	—	水道凍結防止器	82	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(32)水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結用又は凝結防止用電熱器具	—	—					
				ガラス曇り防止器	83	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(32)水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結用又は凝結防止用電熱器具	—	—					
				その他の凍結・凝結防止用電熱器具	84	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(32)水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結用又は凝結防止用電熱器具	J60335-1	J60335-2-83					
		（4）電気温水器	—	電気温水器	85	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(12)電気茶沸器及び電気温水器	J60335-1	J60335-2-21	JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-21	—	—	第2－21部：貯湯式電気温水器の個別要求事項
		（5）電熱式吸入器その他の家庭用温熱治療器	—	電熱式吸入器	86	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(22)電熱式吸入器	J60335-1	J60335-2-J12					
				その他の家庭用温熱治療器	87	家庭用温熱治療器	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(23)電気温きゅう器、家庭用温熱治療器その他の家庭用電熱治療器	J60335-1	J60335-2-J11					
		（6）電気スチームバス及びスチームバス用電熱器	—	電気スチームバス	88	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(1)電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び観賞植物用ヒーター	—	—					
				スチームバス用電熱器	89	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(24)湿潤器、電気スチームバス、及び電気湯のし器	—	—					
		（7）電気サウナバス及びサウナバス用電熱器	—	電気サウナバス	90	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(26)、電気サウナバス	J60335-1	J60335-2-53					
				サウナバス用電熱器	91	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(1)電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び観賞植物用ヒーター	J60335-1	J60335-2-53					
		（8）観賞魚用ヒーター	—	観賞魚用ヒーター	92	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(15)電気保温盆、電気加湿台および観賞魚用ヒーター	J60335-1	J60335-2-55					
		（9）観賞植物用ヒーター	—	観賞植物用ヒーター	93	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(1)電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び観賞植物用ヒーター							
		（10）電熱式おもちゃ	—	電熱式おもちゃ	94	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(40の4)電熱式おもちゃ							

大括り化されない電気用品

電気用品の区分	電気用品			電気用品名			当初の階層化で通達される安全基準 第1項基準ベース		第2項基準ベース		将来の階層化に向けて準備するべきJIS等(案) みなし規定(JIS等) みなし規定 (在来工事対応JIS等)		将来の階層化に向けて準備するべきJIS等(案) みなし規定 (IEC工事対応JIS ／国際整合JIS等)		備　考
	施行令大分類	施行令中分類	施行令小分類	政令電気用品名	番号	省令電気用品名	共通の事項	個別の事項	共通基準	個別基準	共通基準	個別基準	共通基準	個別基準	
15 電動力応用機械器具	七 電動力応用機械器具	(1)電気ポンプ	—	電気ポンプ	95	電気ポンプ	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(49)電気ポンプ、電気井戸ポンプ及び電気噴水機	J60335-1	J60335-2-41					
										J60335-2-51					
										J60335-2-79					
					96	電気井戸ポンプ	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(49)電気ポンプ、電気井戸ポンプ及び電気噴水機	J60335-1	J60335-2-41	JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-41	—	—	第2－41部:ポンプの個別要求事項
										J60335-2-51		JIS C 9335-2-51		—	第2－51部:給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項
		(2)冷蔵用又は冷凍用のショーケース	—	冷蔵用のショーケース	97	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(50)電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケース	J60335-1	J60335-2-89					
				冷凍用のショーケース	98	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(50)電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケース	J60335-1	J60335-2-89					
		(3)アイスクリームフリーザー	—	アイスクリームフリーザー	99	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(54)アイスクリームフリーザー(冷却装置付き)、(55)(冷却装置なし)	J60335-1	J60335-2-24	JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-24	—	—	第2－24部:冷却用機器，アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項
								2交流用電気機械器具(63)ディスポーザー	J60335-1	J60335-2-75	JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-75	—	—	第2－75部:業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項
		(4)ディスポーザー	—	ディスポーザー	100	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(63)ディスポーザー	J60335-1	J60335-2-16					
		(5)電気マッサージ器	—	電気マッサージ器	101	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(68)電気マッサージ器、指圧代用器その他の家庭用電動力応用治療器	J60335-1	J60335-2-32	JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-32	—	—	第2－32部:マッサージ器の個別要求事項
		(6)自動洗浄乾燥式便器	—	自動洗浄乾燥式便器	102	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(69の3)自動洗浄歓送式便座	J60335-1	J60335-2-84	JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-84	—	—	第2－84部:トイレとともに使用する電気機器の個別要求事項 将来的に現行省令1項等を基にJISの新規策定を検討(温水協)
		(7)自動販売機	—	自動販売機	103	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(71の)自動販売機	J60335-1	J60335-2-75	JIS C9335-1	JIS C9335-2-75	—	—	
		(8)電気気泡発生器	—	電気気泡発生器	104	浴槽用電気気泡発生器	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(78)電気気ほう発生器	J60335-1	J60335-2-60					
					105	観賞魚用電気気泡発生器	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(77)観賞魚用電気気ほう発生器	J60335-1	J60335-2-55					
					106	その他の電気気泡発生器	別表第八 1共通の事項								

大括り化されない電気用品

							当初の階層化で通達される安全基準				将来の階層化に向けて準備するべきJIS等(案)		将来の階層化に向けて準備するべきJIS等(案)		
電気用品の区分	電気用品			電気用品名			第1項基準ベース		第2項基準ベース		みなし規定(JIS等) みなし規定 (在来工事対応JIS等)		みなし規定 (IEC工事対応JIS /国際整合JIS等)		備 考
	施行令大分類	施行令中分類	施行令小分類	政令電気用品名	番号	省令電気用品名	共通の事項	個別の事項	共通基準	個別基準	共通基準	個別基準	共通基準	個別基準	
		(9)電動式おもちやその他の電動力応用遊戯器具	—	電動式おもちや	107	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(84)電動式おもちやその他の電動力応用遊戯器具							
				その他の電動力応用遊戯器具	108	電気乗物	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(84)電動式おもちやその他の電動力応用遊戯器具	J60335-1	J60335-2-82	JIS C9335-1	JIS C90335-2-82	—	—	
				その他の電動力応用遊戯器具	109	その他の電動力応用遊戯器具	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(84)電動式おもちやその他の電動力応用遊戯器具	J60335-1	J60335-2-82	JIS C9335-1	JIS C90335-2-82	—	—	
17 電子応用機械器具	八 高周波脱毛器	—	—	高周波脱毛器	110	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(96の2)高周波脱毛器							
18 交流用電気機械器具	九 交流用電気機械器具	(1)磁気治療器	—	磁気治療器	111	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(93)家庭用光線治療器、家庭用低周波治療器、家庭用超音波治療器、家庭用超短波治療器、家庭用電位治療器及び磁気治療器	J60335-1	J60335-2-J10					
		(2)電撃殺虫器	—	電撃殺虫器	112	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(99)電撃殺虫器	J60335-1	J60335-2-59					
		(3)電気浴器用電源装置	—	電気浴器用電源装置	113	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(101の2)電気浴器用電源装置							
		(4)直流電源装置	—	直流電源装置	114	—	別表第八 1共通の事項	2交流用電気機械器具(102)直流電源装置	—	J60065	-	JIS C 6065	—	—	
									J60335-1	J60335-2-29	JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-29	—	—	
									J61347-1	J61347-2-13	JISC8147-1 ランプ制御装置ー第1部:通則及び安全性要求事項	JISC8147-2-13 ランプ制御装置ー第2ー13部:直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項	—	—	LED用電源装置
									J61558-1	J61558-2シリーズ	JIS C 61558-1	JIS C 61558-2シリーズ	—	—	JAMMAに関連する製品です。 (例:軌道式乗物、大型機器の電源装置等)
									J60950-1	—	JIS C 6950-1	-	—	—	
19 携帯発電機	一〇 携帯発電機	—	—	携帯発電機	115	—	別表第八 1共通の事項	3携帯発電機	—	J8528-8	—	備考参照	—	—	第1項基準の陸内協規格「LES5102」で対応したい。
20 リチウムイオン蓄電池	一二 リチウムイオン蓄電池	—	—	リチウムイオン蓄電池	339	—	—	別表第九			-	JIS C8711			表示の方法(電圧、容量の表示)
												JISC8712			
												JIS C8714			
												SBA S1101			JIS化

大括り化後

1. 家庭用及びこれに類する電気機器

国際整合JIS等			備　考
共通基準	個別基準	タイトル	
JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-2	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－２部:真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-3	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－３部:電気アイロンの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-4	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－４部:電気脱水機の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-5	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－５部:電気食器洗機の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-6	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－６部:据置形ホブ，オーブン，クッキングレンジ及びこれらに類する機器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-7	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－７部:電気洗濯機の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-8	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－８部:電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-9	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－９部:可搬形ホブ，オーブン，トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-10	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－10部:床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-11	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－１１部:回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-12	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－12部:ウォームプレート及びこれに類する機器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-13	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－13部:深めのフライなべ，フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-14	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－１４部:ちゅう房機器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-15	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－１５部:液体加熱機器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-16	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－１６部:ディスポーザーの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-17	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－17部:毛布，パッド及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-21	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－１６部:貯湯式電気温水器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-23	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－23部:スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-24	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－24部:冷却用機器，アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-25	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第２－25部:電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-26	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－26部:クロックの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-27	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－27部:紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-28	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－28部:ミシンの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-29	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－29部:バッテリチャージャの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-30	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－30部:ルームヒータの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-31	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－31部:レンジフードの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-32	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－32部:マッサージ器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-35	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－35部:瞬間湯沸器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-36	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－36部:業務用電気レンジ，オーブン，こんろ及びこんろ部の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-37	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－37部:業務用フライヤの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-38	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－38部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-39	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－39部:業務用多目的調理なべの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-40	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－40部:エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-41	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－４１部:ポンプの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-42	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－42部:業務用コンベクション，蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-43	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－43部:衣類乾燥機及びタオルレールの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-44	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－44部:電気アイロナの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-45	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－45部:可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-47	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－47部:業務用電気煮炊きなべの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-48	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－48部:業務用グリル及びトースタの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-49	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－49部:業務用電気温蔵庫の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-50	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－50部:業務用湯せん器の個別要求事項	
	JIS C 9335-2-51	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－51部:給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	
	JIS C 9335-2-52	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－52部:口こう(腔)衛生機器の個別要求事項	

JIS C 9335-2-53	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－53部：サウナ用電熱装置の個別要求事項	
JIS C 9335-2-54	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－54部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-55	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－55部：水槽及び庭池用電気機器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-56	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－56部：プロジェクタ及びこれに類する機器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-58	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－58部：業務用の電気式食器洗浄機の個別要求事項	
JIS C 9335-2-59	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－59部：電撃殺虫器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-60	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－60部：渦流浴槽の個別要求事項	
JIS C 9335-2-61	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－61部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項	
JIS C 9335-2-64	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－64部：業務用ちゅう(厨)房機器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-65	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－65部：空気清浄機の個別要求事項	
JIS C 9335-2-66	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－66部：ウォータベッド用ヒータの個別要求事項	
JIS C 9335-2-67	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－67部：工業用及び業務用床処理並びに床磨き機の個別要求事項	
JIS C 9335-2-71	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－71部：動物ふ卵及び飼育用電熱器具の個別要求事項	
JIS C 9335-2-73	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－73部：固定形浸せきヒータの個別要求事項	
JIS C 9335-2-74	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－74部：可搬形浸せきヒータの個別要求事項	
JIS C 9335-2-75	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－75部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項	
JIS C 9335-2-76	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	
JIS C 9335-2-77	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－77部：手押し式制御芝刈り機の個別要求事項	JEMA検討結果：電動工具へ移動
JIS C 9335-2-78	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－78部：屋外用バーベキュー台の個別要求事項	
JIS C 9335-2-79	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－79部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項	JEMA検討結果：移動しない
JIS C 9335-2-80	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－80部：ファンの個別要求事項	
JIS C 9335-2-81	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－81部：足温器及び電熱マットの個別要求事項	
JIS C 9335-2-82	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－82部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-83	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－83部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-84	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－84部：トイレとともに使用する電気機器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-85	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－85部：ファブリックスチーマの個別要求事項	
JIS C 9335-2-88	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－88部：暖房，換気，冷房装置用加湿器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-89	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－89部：業務用冷凍冷蔵機器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-90	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第2－90部：業務用電子レンジの個別要求事項	
JIS C 9335-2-91	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－91部：電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝縁刈り込み機の個別要求事項	JEMA検討結果：電動工具へ移動
JIS C 9335-2-92	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－92部：歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータの個別要求事項	JEMA検討結果：電動工具へ移動
JIS C 9335-2-94	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－94部：はさみ形草刈り機の個別要求事項	JEMA検討結果：電動工具へ移動
JIS C 9335-2-96	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－96部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項	
JIS C 9335-2-98	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－98部：加湿器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-100	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－100部：手持形のガーデンブロワ，バキューム及びブロワバキュームの個別要求事項	JEMA検討結果：電動工具へ移動
JIS C 9335-2-101	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－101部：電気くん蒸器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-105	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－105部：多機能シャワーキャビネットの個別要求事項	
JIS C 9335-2-201	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－201部：電気カーペット類の個別要求事項	
JIS C 9335-2-202	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－202部：電気こたつの個別要求事項	
JIS C 9335-2-203	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－203部：ハードあんかの個別要求事項	
JIS C 9335-2-204	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－204部：電熱マット及び電熱ボードの個別要求事項	
JIS C 9335-2-206	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－206部：電気乾燥機器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-207	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－207部：水電解器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-209	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－209部：家庭用電気治療器の個別要求事項	
JIS C 9335-2-212	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－212部：家庭用吸入器の個別要求事項	

	J60335-2-J8(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全－パート2：電子冷蔵庫の個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）	

現行省令の品目で、上記に含まれないものは、どの基準を適用するのか

2. 電動工具

JIS C 9745-1	JIS C 9745-2-1	手持ち形電動工具－安全性－第２－１部：ドリル及び振動ドリルの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-2	手持ち形電動工具－安全性－第２－２部：電気スクリュドライバ及びインパクトレンチの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-3	手持ち形電動工具－安全性－第２－３部：グラインダ，ポリッシャ及びディスクサンダの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-4	手持ち形電動工具－安全性－第２－４部：ディスクタイプ以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-5	手持ち形電動工具－安全性－第２－５部：丸のこの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-6	手持ち形電動工具－安全性－第２－６部：ハンマの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-7	手持ち形電動工具の安全性－第２－７部：不燃性液体用スプレーガンの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-8	手持ち形電動工具－安全性－第２－８部：シャー及びニブラの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-9	手持ち形電動工具－安全性－第２－９部：タッパの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-11	手持ち形電動工具－安全性－第２－１１部：往復動のこぎり（ジグソー及びセーバーソー）の個別要求事項	
	JIS C 9745-2-12	手持ち形電動工具－安全性－第２－１２部：コンクリートバイブレータの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-13	手持ち形電動工具の安全性－第２－１３部：チェーンソーの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-14	手持ち形電動工具－安全性－第２－１４部：かんなの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-15	手持ち形電動工具の安全性－第２－１５部：ヘッジトリマ及びグラスシャーの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-16	手持ち形電動工具の安全性－第２－１６部：タッカの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-17	手持ち形電動工具－安全性－第２－１７部：ルータ及びトリマの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-18	手持ち形電動工具－安全性－第２－１８部：バンド掛け機の個別要求事項	
	JIS C 9745-2-19	手持ち形電動工具－安全性－第２－１９部：ジョインタの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-20	手持ち形電動工具－安全性－第２－２０部：帯のこの個別要求事項	
	JIS C 9745-2-21	手持ち形電動工具－安全性－第２－２１部：排水管洗浄機の個別要求事項	
JIS C 9335-1	JIS C 9335-2-77	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－７７部：手押し式制御芝刈り機の個別要求事項	JEMA検討結果：電動工具が妥当
	JIS C 9335-2-79	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－７９部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項	JEMA検討結果：家庭用及びこれに類する電気機器が妥当
	JIS C 9335-2-91	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－９１部：電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝縁刈り込み機の個別要求事項	JEMA検討結果：電動工具が妥当
	JIS C 9335-2-92	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－９２部：歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータの個別要求事項	JEMA検討結果：電動工具が妥当
	JIS C 9335-2-94	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－９４部：はさみ形草刈り機の個別要求事項	JEMA検討結果：電動工具が妥当
	JIS C 9335-2-100	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第２－１００部：手持形のガーデンブロワ，バキューム及びブロワバキュームの個別要求事項	JEMA検討結果：電動工具が妥当
JIS C 1029-1 ⇒ JIS C 9029-1	JIS C 9029-2-1	可搬形電動工具の安全性－第２－１部：丸のこ盤の個別要求事項	
	JIS C 9029-2-2	可搬形電動工具の安全性－第２－２部：ラジアルアームソーの個別要求事項	
	JIS C 9029-2-3	可搬形電動工具の安全性－第２－３部：かんな盤及び一面かんな盤の個別要求事項	
	JIS C 9029-2-4	可搬形電動工具の安全性－第２－４部：卓上グラインダの個別要求事項	
	JIS C 9029-2-5	可搬形電動工具の安全性－第２－５部：帯のこ盤の個別要求事項	
	JIS C 9029-2-6	可搬形電動工具の安全性－第２－６部：給水式ダイヤモンドドリルの個別要求事項	
	JIS C 9029-2-7	可搬形電動工具の安全性－第２－７部：給水式ダイヤモンドソーの個別要求事項	
	JIS C 9029-2-8	可搬形電動工具の安全性－第２－８部：単軸立面取り盤の個別要求事項	
	JIS C 9029-2-9	可搬形電動工具の安全性－第２－９部：マイタソーの個別要求事項	
	JIS C 9029-2-10	可搬形電動工具の安全性―第2―10部：切断機の個別要求事項	
	JIS C 9029-2-11	可搬形電動工具の安全性－第２－１１部：マイタベンチソーの個別要求事項	

3. ランプ及び照明器具

	JIS C 7551-1	白熱電球類の安全仕様－第1部：一般照明用白熱電球	包装容器の表示要求に対する課題あり
	JIS C 7551-2	白熱電球類の安全仕様－第2部：一般照明用白熱電球と互換性のあるハロゲン電球	
	JIS C 7551-3	白熱電球類の安全仕様－第3部：ハロゲン電球（自動車用を除く）	
	JIS C 7620-1	一般照明用電球形蛍光ランプ－第1部：安全仕様	

	JIS C 7617-1	直管蛍光ランプ－第1部：安全仕様	
	JIS C 7618-1	片口金蛍光ランプ－第1部：安全仕様	
	JIS C 8156	一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超）－安全仕様	
JIS C 8147-1	JIS C 8147-2-2	ランプ制御装置－第２－２部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項	大括り化後対象となる機器、但し別置形のみ
JIS C 8105-1	－	照明器具－第1部：安全性要求事項通則	
JIS C 8105-1	JIS C 8105-2-1	照明器具－第2-1部：定着灯器具に関する安全性要求事項	適用範囲にLED光源が入っていない。
	JIS C 8105-2-2	照明器具―第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	適用範囲にLED光源が入っていない。
	JIS C 8105-2-3	照明器具－第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-2-4	照明器具―第2-4部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項	適用範囲にLED光源が入っていない。
	JIS C 8105-2-5	照明器具―第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	適用範囲にLED光源が入っていない。
	JIS C 8105-2-6	照明器具－第2-6部：変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-2-7	照明器具－第2-7部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項	適用範囲にLED光源が入っていない。
	JIS C 8105-2-8	照明器具－第2-8部：ハンドランプに関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-2-9	照明器具－第2-9部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）	適用範囲にLED光源が入っていない。
	(IEC 60598-2-10)	Luminaires - Part 2-10: Particular requirements - Portable luminaires for children	子供用可搬形照明器具のJISがない。
	(IEC 60598-2-11)	Luminaires - Part 2-11: Particular requirements - Aquarium luminaires	水槽用照明器具のJISがない。
	JIS C 8105-2-12	照明器具－第2-12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-2-13	照明器具－第2-13部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	
	JIS C 8105-2-17	照明器具－第2-17部：舞台照明，テレビ，映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項	適用範囲にLED光源が入っていない。
	(IEC 60598-2-18)	Luminaires - Part 2: Particular requirements - Section 18: Luminaires for swimming pools and similar applications	プール用及び類似の照明器具JISがない。
	JIS C 8105-2-19	照明器具－第2－19部：空調照明器具に関する安全性要求事項	適用範囲にLED光源が入っていない。
	JIS C 8105-2-20	照明器具－第2-20部：ライティングチエーンに関する安全性要求事項	適用範囲にLED光源が入っていない。
	JIS C 8105-2-22	照明器具－第2-22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項	内容の充実が必要。
	JIS C 8105-2-23	照明器具－第2-23部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項	（J規格には採用されていない。）
	(IEC 60598-2-24)	Luminaires - Part 2-24: Particular requirements - Luminaires with limited surface temperatures	表面温度規制型照明器具のJISがない。

４．電子及び情報技術機器

－	JIS C 6065	オーディオ，ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項	
JIS C 6950-1	－	情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項	

５．その他の交流用電気機械器具（１．から4．に掲げるものを除く。）

JIS C 9300-1	JIS C 9300-3	アーク溶接装置－第3部：アーク起動及びアーク安定化装置	
	JIS C 9300-6	アーク溶接装置―第6部：限定使用率被覆アーク溶接電源	
	JIS C 9300-7	アーク溶接装置－第7部：トーチ	
	JIS C 9300-11	アーク溶接装置－第１１部：溶接棒ホルダ	
	JIS C 9300-12	アーク溶接装置－第１２部：溶接ケーブルジョイント	
JIS C 8381-1	JIS C 8281-2-1	庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第２－１部：電子スイッチの個別要求事項	調光器を部品の枠に移動した場合は不要。 調光器を部品の枠(施行令　別表第二　四配線器具)に移動した場合は、不要。

現行電気用品と新分類案との対比について

大括り化した電気機械器具(仮称)の分類案５グループと現行電気用品との対応の目安を下表に示す。なお、新分類は、以下の番号による。

１：家庭用及びこれに類する電気機器　　２：電動工具

３：ランプ及び照明器具　　４：電子及び情報技術機器

５：その他の交流用電気機械器具(１から４に掲げるものを除く。)

電熱器具

電気ストーブ	1
電気火鉢	1
電気こたつ	1
電気あんか	1
電気足温器	1
電気スリッパ	1
電気布団	1
電気座布団	1
電気毛布	1
電気敷布	1
電気カーペット	1
電気いすカバー	1
電気ひざ掛け	1
電気採暖いす	1
その他の採暖用電熱器具	1
電気コンロ	1
電気レンジ	1
電気ソーセージ焼き器	1
電気トースター	1
電気魚焼き器	1
電気天火	1
電気ロースター	1
ワッフルアイロン	1
電気たこ焼き器	1

電気ホットプレート	1
電気フライパン	1
電気なべ	1
電気がま	1
電気フライヤー	1
電気湯沸器	1
電気コーヒー沸器	1
電気牛乳沸器	1
電気蒸し器	1
電気卵ゆで器	1
電気酒かん器	1
電気湯せん器	1
電気茶沸器	1
電気保温盆	1
電気加温台	1
電気ジャー	1
電磁誘導加熱式調理器	1
その他の調理用電熱器具	1
電気消毒器	1
現像恒温器	1
電気髪ごて	1
ヘアカーラー	1
毛髪加湿器	1
ひげそり用湯沸器	1

その他の理容用電熱器具	1
湿潤器	1
タオル蒸し器	1
電気湯のし器	1
電気はんだごて	1
電熱ナイフ	1
電気焼成炉	1
こて加熱器	1
電気溶解器	1
その他の工作用又は工芸用の電熱器具	1
電気アイロン	1
電気裁縫ごて	1
電気接着器	1
投込み湯沸器	1
電気瞬間湯沸器	1
電熱ボード	1
電熱シート	1
電熱マット	1
電気育苗器	1
電気ふ卵器	1
電気育すう器	1
電気乾燥器	1
電気プレス器	1

電気温きゆう器	1
電気くん蒸殺虫器	1
電気香炉	1

電動力応用機械器具

扇風機	1
換気扇	1
サーキュレーター	1
電気冷風機	1
ファンコイルユニット	1
ファン付コンベクター	1
電気除臭機	1
電気芳香拡散機	1
送風機	1
電気冷房機	1
電気除湿機	1
電気温風機	1
毛髪乾燥機	1
ラミネーター	4
電気乾燥機	1
空気清浄機	1
電気掃除機	1
電気黒板ふきクリーナー	1
電気レコードクリーナー	1
その他の電気吸じん機	1
電気床磨き機	1
電気靴磨き機	1
電気洗濯機	1
電気脱水機	1
運動用具又は娯楽用具の洗浄機	1
電気食器洗機	1
野菜洗浄機	1
電気加湿機	1
電気噴水機	1
空気圧縮機	1
電気噴霧器	1
電気冷蔵庫	1
電気冷凍庫	1
電気冷水機	1
電気製氷機	1
ジューサー	1
ジュースミキサー	1
フッドミキサー	1
コーヒーひき機	1
電気かつお節削機	1
電気洗米機	1
精米機	1
電気氷削機	1
電気もちつき機	1
電気製めん機	1
電気缶切機	1
電気肉ひき機	1
電気肉切り機	1
電気パン切り機	1
電気かみそり	1
電気バリカン	1
電気つめ磨き機	1
その他の理容用電動力応用機械器具	1
電気歯ブラシ	1
電気ブラシ	1
電気はさみ	2
電気グラインダー	2
電気サンダー	2
電気ポリッシャー	2
電気ドリル	2
電気かんな	2
電気のこぎり	2
電気金切り盤	2
電気ハンドシャー	2
電気みぞ切り機	2
電気角のみ機	2
電気チューブクリーナー	2
電気スケーリングマシン	2
電気タッパー	2
電気ナットランナー	2
電気スクリュードライバー	2
電気刃物研ぎ機	2
その他の電動工具	2
電気芝刈機	2
電気草刈機	2
電気刈込み機	2
園芸用電気耕土機	2
電気ろくろ	1
電動ミシン	1
電気鉛筆削機	4
電動かくはん機	1
電動式吸入器	1
指圧代用器	1
その他の家庭用電動力応用治療器	1
謄写機	4
自動販売機	1
おしぼり巻機	1
おしぼり包装機	1
ほうじ茶機	1
電気捕虫機	1
電気遊戯盤	1
ベル	5
ブザー	5
チャイム	5
サイレン	5
ベルトコンベア	1
電気脱穀機	1
電動もみすり機	1
電動わら打機	1
電動縄ない機	1

選卵機	1
洗卵機	1
昆布加工機	1
するめ加工機	1
包装機械	3
荷造機械	3
電気置時計	1
電気掛時計	1
電気オルゴール	1
自動印画定着器	1
自動印画水洗機	1
事務用印刷機	4
あて名印刷機	4
タイムレコーダー	4
タイムスタンプ	4
電動タイプライター	4
帳票分類機	4
文書細断機	4
電動断裁機	4
コレーター	4
紙とじ機	4
穴あけ機	4
番号機	4
チェックライター	4
硬貨計数機	4
紙幣計数機	4
ラベルタグ機械	4
洗濯物仕上機械	1
洗濯物折畳み機械	1
両替機	1
理髪いす	1
温風暖房機	1
電気楽器	1
浴槽用電気温水循環浄化器	1

光源及び光源応用機械器具

電気スタンド	3
家庭用つり下げ型蛍光灯器具	3
充電式携帯電灯	3
ハンドランプ	3
庭園灯器具	3
装飾用電灯器具	3
複写機	4
スライド映写機	1
オーバーヘッド映写機	1
反射投影機	1
マイクロフィルムリーダー	4
ビューワー	1
エレクトロニックフラッシュ	4
写真引伸機	1
写真引伸機用ランプハウス	1
写真焼付器	1
電気消毒器	1
家庭用光線治療器	1
白熱電球	3
蛍光ランプ	3
エル・イー・ディー・ランプ	3
その他の白熱電灯器具	3
その他の放電灯器具	3
エル・イー・ディー・電灯器具	3
広告灯	3
検卵器	1

電子応用機械器具

テレビジョン受信機	4
テレビジョン受信機用ブースター	4
超音波加湿機	1
超音波洗浄機	1
超音波ねずみ駆除機	1
電子レンジ	1
高周波ウエルダー	5
家庭用低周波治療器	1
家庭用超音波治療器	1
家庭用超短波治療器	1
電子応用遊戯器具	4
電子時計	4
電子式卓上計算機	4
電子式金銭登録機	4
電子冷蔵庫	1
インターホン	4
電子楽器	4
ラジオ受信機	4
テープレコーダー	4
レコードプレーヤー	4
ジュークボックス	4
その他の音響機器	4
ビデオテープレコーダー	4
消磁器	4

その他の交流用電気機械器具

漏電検知器	5
防犯警報器	5
医療用物質生成器	1
家庭用電位治療器	1
電気冷蔵庫（吸収式のものに限る。）	1
アーク溶接機	5
電気さく用電源装置	1
調光器	5
雑音防止器	5
電灯付家具	1
コンセント付家具	1
その他の電気機械器具付家具	1
電気ペンシル	5

別紙 6

将来の技術基準で追加する項目の概要について

将来の技術基準で追加する項目の概要について

今後、将来の技術基準に追加される4項目（以下「追加4項目」という。）については、具現化する必要がある。

具現化を検討するにあたっては、これらの追加4項目に該当する要求事項が、IEC ガイド 104に従って作成された最新の国際規格にすでに取り入れていることから、整合規格となるJIS等を最新の国際規格にあわせて改正することにより対応が可能になると考える。

以下に、追加 4 項目の骨子に対応する IEC ガイド 104 の規定及び関連する国際規格の状況をまとめたものを示す。

① 電気用品から発せられる電磁波等による危害の防止

電気用品が発する電磁波、光、音響等によって、人体に危害を及ぼさないよう必要な処置を講じること。

＜IECガイド104:2010＞ 附属書A.6.3

「電界、磁界、電磁界、その他のイオン放射又は非イオン放射から生じる危険」

機器は、機器により発生する電界、磁界、電磁界及びその他の非イオン放射が機器の保護及び安全なレベルでの動作に必要な程度に制限されるように設計及び製造されなければならない。

機器は、イオン放射の放出がその動作に必要な程度に制限され、かつ、人への曝露の影響がない、又は危険ではない水準に減衰されるように設計及び製造されなければならない。

＜国際規格の状況＞

「電磁波」については、電子レンジ機能の漏えい電波に対する基準が古くから規定されている。最近では、一般的な家電製品からの電磁波が人の健康への影響がないとするレベルをICNIRP(国際非電離放射防護委員会)がガイドラインとして定めた。また、電気機器の電磁界測定方法に関するIEC規格も発行され、欧州では既に規制が開始されている。IEC62233では「人の暴露に関する家庭用及び類似用途の電気機器の電磁場の測定方法」にICNIRPガイドラインを採用している。

【関連規格等】

IEC 60335-2-25(家庭用電子レンジ)、IEC 60335-2-90(業務用電子レンジ)

ICNIRP「時間変化する電界および磁界へのばく露制限に関するガイドライン」

IEC62233(人のばく露に関する家庭用及び類似用途の電気機器の電磁界測定方法)

＜IECガイド104:2010＞　附属書A.6.5

「光学放射」

機器は、危険な光放射(LED、レーザ、赤外線及び紫外線放射等)に曝されることを防止するように設計及び製造されなければならない。

＜国際規格の対応＞

「光」については、古くからレーザの試験方法であるIEC 60825が制定されており、既にJIS化されている。また、最近では、LED照明の目に対する影響を確認するための試験方法として、IEC 62471が制定され、これもJIS化された。

【関連規格等】

IEC 60825-1、JIS C 6802（レーザ製品の安全基準）

IEC 62471、JIS C 7550（ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性）

＜IECガイド104:2010＞　附属書A.6.8

「音声雑音」(Acoustic noise)

機器は、雑音が可能な限り許容できるレベルに制限されるように設計及び製造されなければならない。生じたレベルが許容できない場合、製造業者の取扱説明書には、外部の雑音減衰手段(バッフル又はフード)の使用、又は、人を保護する装置の使用を明記しなければならない。

＜国際規格の状況＞

「音」の許容できるレベルについては、マルチメディア機器の新しい規格であるIEC 62368において「音響エネルギー源に対する保護要求（Protection against acoustic energy sources)」が規定化されている。このIEC 62368は、今後においてJIS化も予定されている。

【関連規格等】

IEC 62368-1(オーディオ/ビデオ、情報及び通信技術機器－安全要求事項)

② 組み込みソフトウエアの安全性

制御にソフトウエアを用いている場合は、ソフトウエアによるハザードが発生しない設計であること。または、そのソフトウエア以外の別の手段によって安全機能を維持する設計であること。

＜IECガイド104:2010＞　附属書A.7
機能安全及び信頼性　A.7.1「一般」

IEC 61508の適用範囲内の適用のために、IEC 61508の5.2.5の要求事項に従わなければならない。

＜国際規格の状況＞

機能安全の規格としては、IECガイド104で引用しているIEC 61508(電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全)が代表的なものとなっている。

しかし、この規格は、家電製品等に組み込まれたソフトウエアが安全機能として使用された場合に、IEC 61508をそのまま適用することは困難であるため、IEC 60335-1(家電機器通則)では、家電機器用にIEC 61508をアレンジして現実的に適用できる基準(以下、「附属書R」という。)を規定化した。

IEC 60335-1では、原則として、ソフトウエアには最終安全を頼らず、機械的な保護装置(ヒューズなど)を設けることが要求されるが、機能上やむを得ずソフトウエアに頼るケースが生じた場合には、附属書Rにより評価することとしている。

【関連規格等】

IEC 61508(電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全)
IEC 60335-1(家電機器の安全性：通則)

③　電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限

電気用品は、ハザードの発生を防止するために、電気的、磁気的又は電磁的妨害により電気用品が危険状態にならないこと。また、他の機器に干渉してハザードを引き起こすことのないように、磁気及び電磁妨害の放射を制限するような設計であること。

＜IEC ガイド 104:2010＞　**附属書 A.6.4**

「電気、磁気又は電磁妨害」

機器は、いかなる危険の発生するのを防止するために、電気、磁気及び電磁妨害に対する十分なイミュニティをもつように、設計及び製造されなければならない。機器はまた、危険を引き起こすおそれのある、他の機器に干渉しないように、磁気及び電磁妨害の放射を制限するよう設計されなければならない。

＜国際規格の状況＞

最新の IEC 60335-1 では、次の状態において電気、磁気及び電磁妨害に対する十分なイミュニティがないために、危険な状態になることを禁止している。

①　停止状態から不意に動き出すことが危険となる機器の停止状態

②　安全機能として用いられる保護装置が動作した状態

これらが、電子スイッチ又は電子保護装置等による停止状態の場合（電子的に停止している状態）は、電子スイッチ又は電子保護装置に対する信頼性確認の一つとして、十分なイミュニティが必要となる。

放射については、まず、電磁的妨害に対する耐性について整理していき、その整理の結果を踏まえて検討していくこととする。

【関連規格等】

IEC 60335-1（家電機器の安全性：通則）

IEC 61000 シリーズ（電磁両立性の試験方法）

④　化学的及び生物学的ハザード

電気用品は、化学的、生物学的なハザードに対して所要の処置を講じること。

＜IEC ガイド 104:2010＞　附属書 A.6.9

「生物学的及び化学的影響」

危険は次により発生し、それより発生する危険を防ぐ手段を明記なければならない。

－　病原体、腐敗、微生物又は毒素などの微生物学的要因；たとえば、バクテリア、胞子、ウィルス、イースト、カビなどの侵入又は保有

－　清掃用及び消毒用物質を含む科学的要因；たとえば、潤滑油及び清掃用液剤など

－　原材料、機器又はその他に起因する異物；たとえば、アレルゲン、ペット、金属、VOC（揮発性有機化合物）、機器の構成に使用する材料など

＜国際規格の状況＞

IEC ガイド 104 にあるような危険源は、一般的な電気製品には使用されていないことから、特別な試験により判定するような要求事項はない。

しかし、例えば、お風呂で使う機器及びトイレで使う機器などの規格においては、取扱説明書に清掃又は洗浄の方法などの詳細を記すことが要求されている。本質安全又は機能安全といった対応が難しい危険源であるため、このような取扱説明書に菌を増やさないための方法を記載することで対応している。

【関連規格等】

IEC 60335-2-60(浴槽用機器)

IEC 60335-2-84(トイレ用機器)

ISO/IEC 28360（情報技術－オフィス機器－電子機器からの化学物質排出率の測定）

別紙 7

電安法性能規定の整合規格の発行年と引用規格の発行年との差の課題について

（本書は、平成 24 年度 JSA「電気用品安全法の性能規定化に対応する JIS 開発」成果報告書（案）別添 2 を基にしたものであり、本書に合わせた体裁とするため、内容の変更をせず、原書から一部の文言、図表の線種を修正している。）

電安法性能規定の整合規格[1]の発行年と引用規格の発行年との差の課題について

１． 課題概要

JIS は、他の JIS を本文で引用する場合に（個別規格で引用する通則など）、引用規格の発行年を固定しない場合（方法Ａ：最新版が有効）と引用規格の発行年を固定する場合（方法Ｂ：発行年の版だけが有効）とがある。

一方、整合規格となる JIS は、JIS が制定・改正された後、規格審査を経て、発行年を固定して是認される。

それゆえ、整合規格として是認された JIS の発行年と、その JIS を他の整合規格となる JIS から引用する場合とでは、是認に要する期間があることによって、有効な JIS の発行年に差が生じる期間ができてしまう。

この課題については、次の３つの場合が考えられる。

① 個別規格が通則を引用する場合

例：JIS C 9335-2-2（掃除機）が JIS C 9335-1（家電通則）を引用する。

② 製品規格が他の製品規格を引用する場合

例：JIS C 6950-1（IT 機器）が JIS C 6065（AV 機器）の規格の試験方法などを部分的に引用する。

③ 製品規格が電気用品安全法対象部品の規格を引用する場合

例：JIS C 9335-1 が JIS C 60227 シリーズ（電線）を引用する。

別紙に①の場合について、図でイメージしたものを示す。

２． 対応案

JIS 原案作成委員会では、原則として、引用規格ごとに次のような対応を検討する必要があると考える。

＜①の場合＞

個別規格の全てが通則と同時に改正できない場合は、方法 A が望ましいと考える。逆に言えば、方法 B は、個別規格作成者が通則の JIS 改正に対して迅速（同時）に改正することが必要になる。

＜②の場合＞

整合規格とならない試験方法の規格を引用する場合と同じなので、JIS に委ねる方がよいと考える。すなわち、整合規格リストの JIS 発行年よりも、JIS が引用する JIS の発行年を優先させる必要があると思われるので、方法 B がよい場合が多いと考える。

＜③の場合＞

JIS において PSE マーク付き部品の使用を可能とするためには、電安法対象部品の JIS 全体を引用している場合は、①と同様の対応が必要となる（次表の“通則”を“電安法対象部品規格”に読み替える必要がある）。ただし、部品規格を部分的に試験方

[1] 本書は、平成 24 年度 JSA「電気用品安全法の性能規定化に対応する JIS 開発」成果報告書（案）別添 2 を基にしたものであり、本書に合わせた体裁とするため、内容の変更をせず、原書から一部の文言（「みなし基準」を「整合規格」に修正等）、図表の線種を修正している。

法として引用しているケースがあった場合は、②と同様に考える必要があるので、各JIS で十分に内容検討して方法 A 又は方法 B を選択する必要がある。

次表は、１．①の場合の通則と個別規格とを例に、引用方法Ａ（発行年なし）とＢ（発行年記載）の違いを示したものである。

表１－方法Ａと方法Ｂとの違い（個別規格が通則を引用する場合の例）

		方法Ａ （望ましい）	方法Ｂ
		個別規格から引用する**通則の発行年を固定しない。**	個別規格から引用する**通則の発行年を固定する。**
規格作成者	改正対応	通則が改正されたとき、個別規格で引用する通則は、個別規格を改正しなくても、通則の最新版が引用できる。（ただし、最新版の通則を個別規格に適用しても問題ないかどうかの確認は必要。）	通則が改正されても、個別規格で引用する通則は古い版のままのため、通則の最新版を引用するときは、個別規格の改正が必要になる。
電安法所管当局	是認対応	通則を整合規格として改正する場合、全ての個別規格の内容を確認する必要がある。 柔軟な移行を可能とするため、通則の猶予期間を設定する。	通則を改正する場合、全ての個別規格を必ずしも改正する必要はなく、改正後の通則を引用したいという是認要望があったものだけを改正する。
	対応時期	通則の JIS が改正された場合、できるだけ早く、整合規格の通則も改正しなくてはならない。（改正された通則だけでなく、全ての個別規格とも差分が出るため、遅れると影響が大きい。）	改正された個別規格だけに対して、できるだけ早く、整合規格を改正する。（ただし、遅れても他規格への影響はない。）
メリットとデメリット	メリット	通則は、シリーズで１つだけがリスト化されるので、体系が分かりやすい。 電安法側で通則の猶予期間が設定できる。	通則が改正になっても個別規格が改正されなければ、内容変更がない（個別規格の改正がなければ、設計変更は必要ない）。 規格評価は、改正 JIS だけをみればよいので容易である。
	デメリット	通則の猶予期間中は、JIS と差が生じる。（JIS には猶予期間がない？） 通則が改正になると個別規格を改正していなくても自然に個別規格の内容が変更されてしまうので、周知が難しい。	個別規格ごとに通則を整合規格にリストしなくてはならないので、整合規格リストとしては分かりにくい。 ある年度版の通則を整合規格からなくす場合、その年度版の通則を引用している個別規格をすべて改正しなくてはならない。

別紙

電安法性能規定の整合規格の発行年と引用規格の発行年との差のイメージ

1．JIS の個別規格で引用される通則の発行年を記載しない場合

JIS 個別規格は、次のように改正しなくても対応できる可能性がある。

対応：最新版の通則を生かすためには、電安法側で下記の“タイムラグ”をできるだけ短くする必要がある。

※　記号 J は“整合規格”の意味。

２．ＪＩＳの個別規格で引用される通則の発行年を記載する場合

通則と同時に改正できない個別規格は次のように複雑になる。（同時に改正できるＪＩＳは１．とほぼ同じ対応が可能。）

対応：最新版の通則を引用するためには、ＪＩＳ個別規格をできるだけ早く改正する必要がある。

※　記号Ｊは“整合規格”の意味

※　要望？は、他の個別規格が通則と同時に改正される場合には要望するという意味。